

令和 8 年 第 1 回

# 南阿蘇村議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 6 日 召集

南阿蘇村議会

# 会期日程

令和8年第1回定例会

会期8日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
3月6日	金	本会議 開 会	午前10時	開会宣言 村長挨拶 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶・施政方針 上程議案説明 一般質問
3月9日	月	常任委員会	午前10時	付託案件審査 (議員控室)
3月10日	火	常任委員会	午前10時	付託案件審査 (議員控室)
3月11日	水	休会		議案審議のため
3月12日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査(議場)
3月13日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

3月6日 (金)

令和8年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和8年3月6日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 村長施政方針

日程第5 提案理由の説明

報告第1号 専決処分事項の報告について

議案第8号 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画書の策定について

議案第9号 南阿蘇村行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第10号 南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例の制定について

議案第11号 南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第12号 南阿蘇村あそ望の郷にぎわい館条例の制定について

議案第13号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

議案第14号 南阿蘇村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

議案第15号 南阿蘇村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第16号 南阿蘇村交通安全対策幼児用補助装置購入補助金に関する条例の一部改正について

議案第17号 みなみあそコミュニティーセンター条例の一部改正について

議案第18号 南阿蘇村あそ望の郷条例の一部改正について

議案第19号 南阿蘇村介護保険条例の一部改正について

議案第20号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)について

議案第21号 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第22号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第23号 令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算(第3号)について

議案第24号 令和8年度南阿蘇村一般会計予算について

議案第25号 令和8年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 令和8年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について

議案第 27 号	令和 8 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 28 号	令和 8 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
議案第 29 号	令和 8 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
議案第 30 号	令和 8 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
議案第 31 号	工事請負契約の変更について
議案第 32 号	工事請負契約の変更について
議案第 33 号	南阿蘇村 ICT 交流センターに係る指定管理者の指定について
同意第 1 号	南阿蘇村教育長の任命の同意について
同意第 2 号	南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について
日程第 6	一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原克恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



- 議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和8年第1回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。  
一同その場に起立をお願いします。

礼。おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくかマナーモードにしておいて、頂きたいと思います。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長 山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、古澤博之議員、5番、岡智則議員を指名します。



#### 日程第2 会期の決定について

- 議長 山室昭憲 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から、3月13日までの8日間とし、配っております会期日程のとおりとしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会期日程のとおりとし、会期は本日から13日までの8日間と決定をいたしました。



#### 日程第3 諸般の報告

- 議長 山室昭憲 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議会議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



#### 日程第4 村長施政方針

- 議長 山室昭憲 日程第4 村長施政方針、村長から発言の申出があつておりますので、これを許可します。太田村長。

- 村長 太田吉浩 議会議員の皆様、そして傍聴の皆様、改めておはようございます。施政方針を述べる前に、まず冒頭、本日3月6日、昨年3月6日に、初登庁した日から丸1年がたちます。しかも今日が議会初日というようなことで、少し私のお気持ちを述べさせていただき、その後、施政方針に入らせていただきます。

この1年間、本当に議会の皆様には叱咤激励を頂き、そして村民の皆様からも、お見守り、そうしたときには、おしかりも、そして励ましも頂きながら、この1年進めてまいりました。おかげさまで、公約に掲げた政策も、一つずつではございますが、前に進めることができいております。本当に皆様の御協力への感謝しかございません。この今日から始まる太田村政2年目も引き続きですね、初心を忘れることなく、そして、この選挙のときに掲げた七つの公約以外にも、合併をとおして、この20年、この1年見てきた中で取り残された課題も多く散見されています。将来への禍根を残さないため、しっかりとその責任を果たしてまいり、未来につないでいきたいと、その覚悟と決意で、しっかりと取り組んでまいりますことを、まずはお誓いを申し上げます。そして選挙のときも、申し上げましたが、私は対立ではなく対話、批判ではなく政策、分断ではなく、協調ということ、選挙のときに訴えてまいりました。その気持ちもあわせて忘れることなく、引き続き、チーム南阿蘇ということで一丸となってこの難局を乗り切りたいという決意でございます。どうぞ皆様よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和8年度南阿蘇村施政方針を述べさせていただきます。本年は、熊本地震という未曾有の支援から10年という節目を迎えます。私たちは、深い悲しみを乗り越え手を取り合い、今日まで力強く歩みを進めてまいりました。南阿蘇鉄道の全線再開、災害公営住宅の整備、崩落した阿蘇大橋の架け替え等々、まさに、創造的復興の道を村民一丸となって駆け抜けてきた激動と不屈の10年でありました。幾多の困難を乗り越え、復興の総仕上げを見届けて今、村政を預かり2年目という確かな実行と、さらなる飛躍が求められる、極めて重要なステージを迎えています。現在本村を取り巻く環境は激変をしています。近隣地域への世界的半導体企業の進出に伴う経済の波、そして全国的な人口減少と少子高齢化のうねり、この大きな波を前にして、私たちはただ立ち尽くすわけにはいきません。昨日までの当たり前があしたも続くとは限らない時代だからこそ、私たち大人が、この村で育つ若い世代や子どもたち、南阿蘇村には明るい未来があると、胸を張って言える土台をつくらなければならないのです。本年度の重点目標として、私は皆様に次の三つの揺るぎない柱を提示いたします。

一つ目は、村を強く、明るく前へ進めること。二つ目は、頑張る地域と村民を下支えできる行政であること。そして三つ目は、健康と読書で、地域づくりを推進することです。私はこの1年、直接見てきた村民の皆様笑顔、額に汗して、田や畑に向かう後ろ姿、そしてこの地域をよくしたいと。夜遅くまで語り合う村民の姿。それら全てが、私の最大の原動力となっております。どこの自治体にも負けない南阿蘇だからこそできる、南阿蘇にしかできない施

策を、本年度は圧倒的なスピード感と情熱を持って展開してまいります。

まず第1の柱、村を強く明るく前へ、その最大の原動力、それは他者に依存せず、村自身が自立して、稼ぐ力を身につけることにほかなりません。稼ぐことは目的ではありません。稼いだ財源で、子どもたちの教育環境を整え、お年寄りの安心を守る、そのための攻めの経済政策が必要です。まず、本村の貴重な自主財源である、ふるさと納税です。本年度はあえて高いハードルを設定し、これまでの枠組みを打ち破る、ふるさと納税2年連続、15億円という目標に挑戦をいたします。これを単なるスローガンや夢物語で終わらせるつもりはありません。返礼品の開発、充実に全力を注ぎ、本村の宝である赤牛、おいしいお米、新鮮な野菜など、生産者の熱い思いというストーリーとともに、全国へ届けます。同時に、返礼品業者の組織化を図り、個々の頑張りを点から線、そして面へと広げ、村内の事業者が一丸となって、南阿蘇村ブランドの価値を仕上げる体制を構築します。また、企業版ふるさと納税の倍増を目指します。本村の豊かな自然環境の保全や、地方創生の理念に共感していただける、企業とのパートナーシップを強力に推し進めます。さらにこれらを牽引する強力なエンジンとして、農業未来公社の地域商社化を実現し、外貨を力強く、村内に呼び込み、地域内で経済が循環する仕組みを完成させます。私たちの足元の基幹産業であり、この村の風景そのものである農業については、明るく稼げる農村へと力強く転換を図ります。農業がいまだにきついもうからないというイメージを払拭し、若者たちが憧れる職業にしなければなりません。具体的には、本村の気候風土に適した米そば、ハーブなどの生産に注力し、徹底した高付加価値化を進めます。そして農業振興の要となる未来公社の黒字化を達成し、農家が安心して生産に専念できる、持続可能な農業支援体制を確立します。また長年の重い課題である、耕作放棄地の解消にも真正面から挑みます。ただ、草を刈り、景観を保つだけでなく、耕作放棄地対策として、新規作物の作付を強力に支援します。荒れた土地から特産品を生み出す、宝の山へと変え、ピンチをチャンスに変える土壌とします。さらに農家の頭を悩ませている鳥獣被害に対しては、ただ防護柵を張るだけでなく、捕獲した命を無駄にしない、ジビエ活用と獣害対策をセットで推進し、自然の恵みとして経済循環に乗せる、南阿蘇村独自のモデルを構築してまいります。

また、村全体の活力を底上げするため、各区及び村内経済の活性化も急務です。豊かな水と緑という絶対的な価値を、環境を守りながら、農業や環境保全に寄与する企業や、村のブランド価値を上げる企業の誘致を積極的に進め、新たな雇用と活力を生み出します。さらに事業者から悲鳴が上がっている深刻な人手不足対策として、隙間バイトアプリタイミーの活用で村内雇用を増やすという、行政としては革新的なアプローチを導入します。これにより、農繁期の

一時的な手伝いや、観光業のスポット雇用など、柔軟な働き方を村内外に提供し、南阿蘇村に関わる関係人口の圧倒的な創出にもつなげます。そして地域コミュニティの再構築を目的に、各区の補助事業の抜本的な見直しを行います。時代に合わなくなった制度は、刷新し、真に地域が求めている、活動、未来へつながる活動に対して、行政がしっかり支援できるよう、最適化を目指します。また新しい波を起こす若者や、意欲ある村民の挑戦を後押しするため、スタートアップや業態変更への支援制度を新たに創設いたします。これからの村を背負う若い力が、ここ南阿蘇村で夢を実現できる舞台を整えます。同時に、私たちの心のよりどころであり、地域の絆の象徴である伝統、行事についても、その保全と継続をしっかりと支援し、経済成長と伝統文化の継承が両輪で回る、真に豊かな地域をつくってまいります。

第2の柱、頑張る地域と村民を下支えできる行政について述べさせていただきます。しかしどれだけ村の経済が発展し、力強いさを増したとしても、村民の皆様の毎日の暮らしに安心がなければ、それは砂上の楼閣にすぎません。行政の最大の使命は、村民に寄り添い、村民の日常を下支えすることです。その観点からも、日常生活の根幹を守るために、買物難民ゼロ政策を強力に推し進めます。日々の買物が困難になることは、生活の質、そして生きる喜びに直結する深刻な問題です。村内へのスーパー誘致は継続しながら、御高齢の方や交通弱者の方々のために、移動販売の強化も行います。また地域の明かりであり、笑顔が集まる場所を消さないため、新店舗の開業や再開店舗への支援をさらに拡充します。そしてこれらと不可分なのが、避けて通れないのが、公共交通の最適化に向けた抜本的な見直しです。高齢者の皆様が通院や買物に困らずに目的地に行ける。誰もが行きたいときに行きたい場所へ自由且つ安全に移動できる南阿蘇村独自の交通ネットワークを必ず構築いたします。また、人口減少という静かな危機に歯止めをかけるため、空き家の活性化で人口を増やすという攻めの定住戦略に打って出ます。これまでの空き家バンク制度の抜本の見直しを行い、より使いやすく、移住希望者と物件をスムーズにマッチングできるシステムへと生まれ変わる変わらせます。村内に眠っている空き家を優良な居住空間として、再び市場に引き出すため、空き家掘り起こしのインセンティブ補助を新たに導入します。さらに、次の世代を担う若い世代に向けた新たな定住支援策として、子育て世代への新築、改築補助などを大胆に実行します。南阿蘇村で家庭を築きたい、ここで子どもを育てたい、そう願う若者たちの背中を行政が力強く後押しし、希望に満ちた新しい命と家族の笑い声が響く村をつくりまします。

昨年、不幸にも、村内の保育園で重大事故が発生しました。私はその責任を重く受け止めております。村の未来の宝である、子どもたちを守り育てるため、

保育所改革は一刻の猶予も許されない、まさに待ったなしの最重要課題です。これ以上時間だけを進めることはいたしません。子どもたちは、今この瞬間も成長しています。早期に保育園の在り方検討委員会を立ち上げ、半年で結論を出すという厳格なタイムリミットを設けます。そして、結論が出たその瞬間から即座にアクションを起こします。多様化する社会の中で、発達や生活、困り事のある子どもたちの早期支援に注力し、南阿蘇村の子どもは誰1人取り残さないという強い決意で教育・保育・療育を実現します。保護者の皆様が安心して働き、子どもたちが笑顔で健やかに育つことができる、全国に誇れる安心安全な保育環境の整備を最優先で進めてまいります。あわせて、選挙の公約にもかきました。遊具つき児童公園整備についても、まずは庁内に検討チームを立ち上げる考えであります。

続きまして、第3の柱であります。豊かな村の基盤、それは立派な建物でも、道路でもありません。村民一人一人の心と体の健康に他なりません。健康が1番プロジェクトを、本村の生命線とも言える重要施策として展開してまいります。病気の早期発見、早期治療のため、検診体制を大幅に強化します。全身の健康の入り口である歯科検診、未来を担う小学6年生の検診、そして人間ドックへの支援を充実させます。またデジタル技術を身近なものとして活用し、日々の歩数や健康状態を楽しみながら管理できる健康アプリの普及を図り、村全体で予防医療の意識を高めてまいります。さらに昨今の気候変動による命の危険を伴う異常気象から村民を守ることも、行政の責務です。熱中症対策の強化として、有事には、避難所となる体育館や公民館へのエアコン設置を急ピッチで進め、いかなるときも村民の命を守り抜く安全な地域の拠点を確認たるものとしします。そして体の健康とともに、心の健康と、豊かな教養を育むため、今年で開館から5年を迎える、図書施設LOOPみなみあそを拠点に、読書絵本読み聞かせの村という新しいビジョンを力強く掲げます。1冊の本は、私たちに新しい世界を見せてくれたような価値観を教えてください。地域をめぐる移動図書館や、図書共有の仕組みをさらに活性化させることで、子どもからお年寄りまでが本や絵本という媒体を通して自然に交流し語り合うそこから新しいアイデアや世代を超えた絆が生まれるはずで、知性が交差し、文化の香りが漂う心豊かな南阿蘇村を村民の皆様とともに作り上げてまいります。

最後にこれまで申し上げた全ての施策を絵に描いた餅に、終わらせずに、スピーディー且つ確実に実行するためには、実行部隊である役場組織そのものが大きく生まれ変わらなければなりません。私は、南阿蘇村の未来を切り開くための強力なエンジンとして、職員の抜本的な意識改革を伴う明るい行政改革を断行します。まずこれまでの行政にありがちな、前例踏襲主義や、縦割り行政の弊害、硬直化した年高序列人事の在り方を根本から見直します。意欲にあふ

れ、能力の高い職員が、年齢やこれまでの慣例にとらわれることなく、適材適所でその力を最大限に発揮できる、活力ある組織に変えてまいります。一例を申し上げますと、職員の自由で斬新な発想を引き出すために、庁舎内で政策コンペを実施いたします。部署や立場にかかわらず、出されたすぐれたアイデアは積極的に予算化し、実行に移します。失敗を恐れて何も挑戦しないことよりも、果敢に挑戦して、そこから学ぶことを称賛する。真に挑戦する役場へと風土を変革します。職員の成長なくして、村の成長なしの信念で取り組んでまいります。

一方で、村の財政も御存じのとおり、令和6年度決算で経常収支比率が、95.9%と依然として厳しい状況にあります。未来の世代へ責任を果たすためには、財政の健全化は避けては通れません。持続可能な行財政運営のため、無駄を注ぎ落とす、緩やかな歳出カットに挑戦し、効果が薄れ時代に合わなくなった補助事業の見直しをさらに加速させます。インフラ整備についても、明確に方針を転換します。道路や施設は、新規につくる時代から既存のものを賢く維持補修する時代へと移行します。さらに維持管理費が、将来の重みとなる遊休施設は、勇気を持って整理解体を加速させます。次世代の子どもたちに負の遺産を残さない、身の丈に合った、しかし強靱な財政基盤を確固たるものとして構築します。さらに防災や広域道路等の国の予算が必要な大型事業については、引き続き、私自ら積極的に国や県に予算要望で動きます。

結びです。私たちの南阿蘇村には、ほかのどの地域にも負けない圧倒的なポテンシャルがあります。世界に誇る阿蘇カルデラの雄大な絶景、大地を深く潤す豊かな水、しかし、何よりも尊く力強い財産は、熊本地震をはじめ、幾多の困難を乗り越え、この土地を深く愛し互いを思いやる村民の皆様の強靱の絆と底力です。今私たちは未来の子どもたちに、私たちが本当に残したい、南阿蘇村の姿を自らの手で力強く、鮮やかに描き出すときが来ました。村政2年目、私は村長として誰よりも先頭に立ちます。泥にまみれ汗をかき、働きます。本日掲げた、村を前へ進めるための重点目標を一つ一つ確実に形にしていくことこそが、村を強く明るく前へ進めることにつながります。この言葉を単なるスローガンではなく、村民の皆様が日々の暮らしの中で実感できる、確かな現実とするために、私の全身全霊を捧げることをお誓いいたします。議会、そして村民の皆様におかれましては、南阿蘇村の新たなステージに向かって、より一層の御理解と御協力、そして熱い御指導を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和8年度の施政方針演説といたします。御清聴ありがとうございました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第5、報告第1号、専決処分事項の報告についてから、

同意第2号、南阿蘇村教育委員会の委員の同意についてまでを議題とし、提案理由の説明を求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 引き続き令和8年、今定例会に上程いたしました、議案の説明をさせていただきます。本日議案といたしまして、本定例会に上程いたしましたのは、専決処分の報告が1件、計画書の策定が1件、条例の制定が4件、規約の変更が1件、条例の改正が6件、令和7年度補正予算が4件、令和8年度予算が7件、工事請負契約の変更が2件、指定管理者の指定が1件、人事案件が2件、以上29件であります。それでは各議案について説明申し上げます。

初めに報告案件です。報告第1号、専決処分事項の報告について。本議案は地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、令和8年1月15日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本件は、令和7年8月20日に発生した白水保育園での園児の負傷事故に関し、速やかに損害賠償の内払金を支払う必要があったことから、専決処分による対応とさせていただきました。なお本村が負う損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。事件の概要などは記載のとおりでございます。

次は、議案第8号、南阿蘇村過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。本議案は、令和3年に策定しました現行の計画が令和8年3月末で見直しの時期を迎えることから、引き続き本村の持続的発展を図るため策定するものであります。本計画は、前計画の内容を踏襲しつつ、地域の持続的発展に向けた基本方針や目標等を定めるものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次からは条例案件です。議案第9号、南阿蘇村行政機構の改革に伴う関連条例の制定、整理に関する条例の制定についてであります。本議案は、令和8年4月1日に予定される南阿蘇村役場の組織機構改革に伴い、行政の効率化とサービス向上を目指し、事務分掌の見直しを行うものです。具体的には、各課の統廃合や事務分掌の整理及び課名変更などを行い、業務の効率化を図るとともに、限られた人員と予算の中で、より効果的に地域課題に対応できる、体制を整えることを目的とするものであります。

次は議案第10号、南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例の制定についてであります。本議案は、南阿蘇村の文化的景観や自然生態系などの普遍的価値を保護し、持続可能な地域開発を進めることを目的に、開発行為がこれらの価値に与える影響を評価するとともに、リスクを最小限に抑えるために必要な規定を設けております。さらに、事業者に対し、環境保全のための調査の実施や、地域住民との調整を義務づけるなど、開発行為に係る専

門的な審査及び指導の仕組みを明確にするものであります。本条例は、本村の環境保全、地域開発の適正化を図るための重要な条例であり、議会の議決をお願いするものであります。

次は議案第11号、南阿蘇村、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本議案は、令和8年度から、国において推進される新たな保育政策、乳児等通園支援事業が全自治体で実施されることに伴い、子ども子育て支援法に基づき、その運営に関する基準を定めるものであります。

次は議案第12号、南阿蘇村あそ望の郷にぎわい館条例の制定についてであります。本議案は、道の駅あそ望の郷に設置されているテナント飲食店舗ブースの管理につきまして、これまで商工団体が行っていた管理運営を令和8年4月から村へ移管することに伴い、村直営による適正な管理運営を行うため、新たに条例を制定するものであります。

次は規約の一部変更案件です。議案第13号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更についてです。本議案は、熊本広域行政不服審査会共同設置規約第1条に設置する、共同設置団体に令和8年4月1日付で宇土市が新たに加入することに伴い、同規約の一部を改正する必要があるため、議会の議決をお願いするものであります。

次から条例の一部改正についてであります。議案第14号、南阿蘇村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、情報通信技術を利用して手続等が行えるよう、村の機関の整備を行うとともに、関係条文の所要の改正を行うものであります。

次は議案第15号、南阿蘇村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹系システムの標準化が行われることに伴い、住登外者宛名住民会社向け番号管理機能が共通機能として新たに設けられるため、この機能を取り扱う事務を条例に追加し、関係規定等の所要の改正を行うものであります。

次は議案第16号、南阿蘇村交通安全対策幼児用補助装置購入補助金に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、現行条例に規定している事務手続について、規則で定めるべき事項であることから、当該規定を条例から削除し、規則に委ねるため、所要の改正を行うものであります。

次は議案第17号、南阿蘇コミュニティーセンター条例の一部改正について

であります。本議案は、行財政改革の一環として進めている公共施設使用料の適正化に伴い、不動産鑑定士による鑑定評価の結果に基づいた使用料に変更するため、所要の改正を行うものであります。

次は議案第18号、南阿蘇村あそ望の郷条例の一部改正についてであります。本議案は、先に議案第12号で御説明いたしましたあそ望の郷のテナント管理を村直営方式として行うことに伴い、現行条例に規定されているテナントに関する事項を削除する改正を行うものであります。

次は議案第19号、南阿蘇村介護保険条例の一部改正です。本議案は、改正保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、村の制度改正に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次からは補正予算です。まず、議案第20号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第8号です。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ7,274万1,000円を削減し、総額を123億4,167万3,000円とする補正予算であります。年度末でもあり、繰越しを含めた事業の完了に向けて、予算の増額、減額などの調整を行っております。主な歳入補正の内容は、給与改定費を含む普通交付税の増により、地方交付税を1億4,913万2,000円の増額、農地等災害復旧費、国庫負担金や、地域経済循環創造事業交付金などの減により、国庫支出金を7,699万9,000円の減額。地域調査県補助金などの増により、県支出金を5,314万3,000円の増額、過疎対策事業債などの減により、村債を8,260万円の減額。また、合併特例低減対策準備基金を初めとする基金繰入金を調整し、1億2,489万9,000円を減額しております。主な歳出の補正内容は、総務費では、減債基金積立金やふるさと応援基金積立金などにより、財産管理費の積立金を6,319万円の増額、地籍調査委託料などの追加により、地籍調査費を7,038万8,000円の増額、民生費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関連し、LPガス使用世帯への支援事業補助金を1,047万6,000円。医療機関及び障害者サービス分の物価高騰対策支援事業補助金を合算したものを497万2,000円増額するものであります。また今年度中に事業の完了が見込めない事業を第2表繰越し明許費の補正として計上いたしております。

次に議案第21号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号です。今回の補正は、令和6年度、保険給付費等交付金の確定に伴う償還金の増額であります。歳出予算の組替え対応により、総額17億123万円に変更はありません。

次に、議案第22号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号です。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ458万6,000円を追加し、総額を17億7,618万6,000円とする補正予算であります。主な補正内容

は、歳入で、介護保険料を1,770万円、国庫支出金を3,599万5,000円増額する一方で、支払い基金交付金を1,843万5,000円の減額。一般会計繰入金や基金繰入金などの繰入金を調整し、3,111万2,000円減額しております。歳出では、減額補正を全体的に行うとともに、予備費を4,300万3,000円追加計上し、予算の調整を図ったところであります。

次に議案第23号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ120万円を追加し、総額を9,292万円とする補正予算であります。主な補正内容は、水道事業費用の過年度分、過年度損益、修正損を令和6年度、消費税修正申告に伴い、120万円増額し、同額、営業外収益のほか、会計補助金を増額するものであります。以上が補正予算に関する提案理由であります。次からは、当初予算です。

議案第24号、令和8年度南阿蘇村一般会計についてであります。この予算には、歳入歳出それぞれ109億9,000万円を計上しております。令和7年度当初予算は、村長選挙に伴う骨格予算であったことから、前年度比10億400万円の増額となる当初予算であります。主な歳入につきましては、村税が11億8,296万円、地方消費税交付金が2億4,198万6,000円。地方交付税47億8,256万7,000円。国庫支出金、7億763万円。県支出金、6億8,571万円。寄附金。10億500万1,000円。繰入金6億6,854万2,000円。繰越金。5億2,000万円。諸収入2億4,266万8,000円。最後に村債として6億830万円を計上しております。歳出予算は、議会費8,575万円。総務費は24億5,495万7,000円。民生費24億4,703万4,000円。衛生費8億6,834万7,000円、農林水産業費では9億1,082万6,000円、商工費2億554万7,000円、土木費、5億6,518万4,000円。消防費、3億8,449万円。教育費6億9,341万2,000円。災害復旧費2,525万9,000円。公債費は23億3,299万8,000円。最後に予備と予備費として1,249万6,000円を計上しております。主な事業といたしましては、南阿蘇鉄道車両更新、全般検査等負担金が2,691万円、食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業4,000万円。移住定住促進住宅補助金、2,800万円。ふるさと寄附金関連経費5億6万6,000円。農業みらい公社事業サポート業務委託として2,000万円。立野地区、基盤整備事業3,000万円。多面的機能支払い、事業1億3,916万4,000円。中山間地域直接支払い交付金が1億8,101万1,000円。村有観光施設整備事業、4,768万2,000円。橋梁補修補修事業1億2,830万円。道路新設改良事業8,120万円。河川改修事業6,000万円。空調機導入事業2,865万5,000円。小中学校施設整備費事業4,076万6,000円。小中学校給食費補助事業4,

073万円等を計上しております。

次に、議案第25号、令和8年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ17億983万1,000円を計上しており、前年度比1,778万5,000円の増額となる当初予算であります。増額の主な要因は、一般被保険者療養給付の給付費の診療報酬の増、一般被保険者高額医療費の高額療養費の高額療養費の増による、ものであります。次に、議案第26号、令和8年度南阿蘇村介護保険特別会計予算です。この予算は歳入歳出それぞれ17億2,530万円を計上しており、前年度比1,471万2,000円の減額となる当初予算であります。減額の主な要因は、介護サービス等諸費の施設介護サービス等給付費及び地域密着型介護サービス給付費の減によるものであります。

次に議案第27号、令和8年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ2億9,772万9,000円を計上しており、前年度比4,652万5,000円の増額となる当初予算であります。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合給付金の被保険者保険料、及び、基盤安定分担金の増によるものであります。

次に、議案第28号、令和8年度南阿蘇村上水道事業会計予算についてであります。この予算は、歳出総額、1億1,621万5,000円を計上しており、前年度比2,461万8,000円の増額となる当初予算であります。なお資本的収支で収入不足となる5,539万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で、補填する予算となっております。増額の主な要因は、資本的支出の工事請負費の増によるものであります。

次に、議案第29号、令和8年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算についてであります。この予算は、歳出総額4億7,155万9,000円を計上しており、前年度比5,414万円の減額となる当初予算であります。なお資本的収支の収入不足となる7,917万2,000円は、過年度分益分益勘定留保資金で補填する予算となっております。減額の主な要因は、資本的支出の工事請負費の減によるものであります。

次に、議案第30号、令和8年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてであります。この予算は、歳出総額、2億4,056万円を計上しており、前年度比9,466万7,000円の減額となる当初予算であります。なお資本的収支で収入不足となる102万5,000円は、当年度分、損益勘定留保資金で補填する予算となっております。減額の主な要因は、下水道事業費用の有形固定資産、減価償却費の減、資本的支出の農業集落排水事業、工事請負費の減によるものであります。

次からは、契約案件です。議案第31号、工事請負契約の変更について、本

議案は、令和7年度阿蘇立野ダム仮設備ヤード跡地遊具設置、広場整備工事、請負契約の金額変更につきまして、議決を求めるものであります。主な変更内容は、実施数量等の変更により契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりでございます。

次に、議案第32号、工事請負契約の変更について、本議案は、旧長陽西部小学校解体工事請負契約の金額変更につきまして、議決を求めるものであります。主な変更内容は、実施数量等の変更により、契約金額を増額するものであり、変更する契約の金額等は、記載のとおりでございます。

続きまして指定管理者の指定です。議案第33号南阿蘇村ICT交流センターに係る指定管理者の指定についてであります。本議案は、南阿蘇村ICT交流センターにつきまして、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議決を求めるものであります。選定しました候補者は、学校法人、イデア熊本アジア学園、理事長、井手修身氏であります。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなります。

次からは人事案件です。同意第1号南阿蘇村教育長の任命の同意についてであります。本件は、現教育長の任期満了に伴い、引き続き今村了介氏を教育長として任命いたしたく、地方行政、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。今村氏は、これまでも村教育行政の円滑な運営と教育振興に尽力され、その実績と識見は非常に高く評価されています。今後も引き続き、本村の教育行政の充実とさらなる発展に寄与していただけると確信しており、再任をお願い申し上げます。なお任期は3年で、令和8年3月31日から令和11年3月31日までとなります。御理解を賜り、御同意くださいますようお願いをいたします。

次に、同意第2号、南阿蘇村教育委員会委員の任命についてであります。本件は教育委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意を求める方は、合志正輝氏、住所は南阿蘇村大字久石3928番の3、生年月日は昭和34年3月12日の66歳でいらっしゃいます。合志氏は本村において、教職員として多年にわたり豊かな経験を積みながら、学校長としても、学校運営の中核を担われ、本村の学校教育の充実と発展に多大な貢献をされてこられました。また、令和元年度から、令和6年度までの6年間、村教育指導員として、教員の指導力向上にも尽力され、その功績は誠に顕著であります。つきましては同氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定する、人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有する者に十分該当するものとして、教育委員を務めるにふさわしい最適任者であると考えております。なお

任期は4年、令和12年3月31日までとなります。御理解を賜り御同意くださいますようお願い申し上げます。長くなりましたが、以上が提案理由の説明であります。御理解頂き、議決頂きますようよろしくお願いいたします。

- 議長 山室昭憲 以上で、今回、執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。お諮りいたします。議案第24号令和8年度南阿蘇村一般会計予算についてから、議案第30号令和8年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの7議案は、関係する常任委員会に付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、議案第24号令和8年度南阿蘇村一般会計予算についてから、議案第30号令和8年度、南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの7議案は、関係する常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。休憩をいたします。11時5分で再開をいたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

-----○-----

## 日程第6 一般質問

- 議長 山室昭憲 日程第6、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これにより、順に質問を許可します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人30分以内となっておりますので、御承知願います。6番、坂田正也議員の質問を許可します。坂田議員。

- 6番 坂田正也 はい。6番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。私は、ライドシェア事業の導入について質問をいたします。私は昨年5月の政策懇談会で、村内の交通手段として、ライドシェアの導入の検討をお尋ねしました。ライドシェア事業の目的として、タクシー不足の解消と、村外の交通弱者対策にも大変有効です。現在、高森町では、交通空白解消緊急対策事業の補助金を活用し、金曜日、土曜日、日曜、祝日に、専用車4台、ドライバー7名にて、ライドシェアを運用しています。今後、高森町との事業連携も含め、協議を行い、地域交通の新たな移動手段として、ライドシェア事業の導入を要望します。村として、今後の事業取組の詳細についてお尋ねします。以上です。

- 議長 山室昭憲 太田村長。

- 村長 太田吉浩 6番、坂田議員の御質問についてお答えをいたします。御質

問の頂きましたライドシェアの導入につきましては、要旨の1と2は、非常に、関連が深いので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、これまでの本村の公共交通の状況につきまして申し上げます。地域の公共交通の確保は本村においても喫緊かつ最重要の課題の一つであります。現在、村内には南阿蘇鉄道をはじめ、公共バス、ゆるっとバス、そして乗合タクシーなど、多様な移動手段が存在しています。しかしながら、議員御指摘のとおり、タクシー業界における運転手不足や、交通弱者問題は年々深刻さを増しており、既存の交通網だけでは、住民の皆様のきめ細やかな移動ニーズに十分にお答えすることが難しくなっているのが現状です。そこで、新たな移動手段として御提案頂いたライドシェアについて申し上げます。昨今、話題となっています、自治体型、自治体主導型のライドシェアとは、タクシー等の公共交通機関だけでは、移動手段が不足する地域において、自治体やNPO法人等が主体となり、所定の講習を受けた地域の一般ドライバーが、自家用車を用いて有償で送迎を行う、言わば、地域の支え合いを基本とした仕組みです。その上で、これら既存の公共交通機関ではカバーし切れない隙間を埋める手段、例えば、早朝や夜間、バス路線の空白地域、観光繁忙期の需要対応などとして位置づけられております。料金面は、先行する高森町では、タクシーと同等の料金設定とすることで、既存のタクシー事業者等の民業を圧迫することなく、地域交通として共存共栄が図られる仕組みとなっております。今年度、本村が実施いたしました公共交通空白調査事業等を通じましても、村内だけで完結する交通循環には限界があることが浮き彫りとなりました。そのためこの自治体主導型ライドシェアにつきましても、村単独でゼロから新たなシステムや運行管理体制を構築し、地域の担い手ドライバーを確保していくことには、さまざまな課題があることから、時間もかかることから、現時点では慎重に見極める必要があると考えております。しかしながら、本村といたしましては、単独でのシステム構築にこだわるのではなく、より迅速かつ効果的な手法を検討しています。現在隣接する高森町が先行して実施しているライドシェア事業が、本村内においても利用可能な状況となっております。この既存の取組を最大限に活用し高森町との広域的な連携協議を進めていくことこそが、村民の皆様の利便性向上につながる最も現実的な道筋であると判断しております。

さらにこうした広域連携による新たな移動手段の活用とあわせまして、足元の対策として、本村の既存の公共交通体系の抜本的な見直しにも着手いたします。現在運行しております乗合タクシーは、実際の利用ニーズに即して、高森町への乗り入れや、乗降場所の配置、再配置や見直しを行うことで、より利便性の高いスマートな運行へと改善を図ります。今後は、高森町との広域的な連携による、ライドシェアの活用と、本村既存の公共交通の最適化という両輪で

施策を進めます。この両輪を進めることで、交通弱者の方々が安心して移動できる持続可能な交通網の実現に全力を尽くしてまいり所存であります。以上、答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 坂田議員。

○6番 坂田正也 ただいま回答頂きました。今後、ライドシェア事業の導入へ向けて、早急な対応を切にお願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長 山室昭憲 以上で、6番坂田正也議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 1番丸野隆大議員の質問を許可します。丸野議員。

○1番 丸野隆大 はい。1番丸野です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。まず、大幅増額した本村のふるさと納税寄附金について、太田村長をはじめ、御尽力頂いている皆様に感謝と敬意をお伝えします。いつも御尽力ありがとうございます。既に寄附金を財源とした新規の取組なども始めていただき、今後も活用のほうにも大きな期待を持っております。この好調なふるさと納税を今後も安定的に確保し、さらに増額させるためには、今年度限りではなく、翌年以降も継続して寄附していただけるリピーターの確保が重要な課題と考えておりました、その方針や具体的な取組をお伺いしたく、今回の一般質問を行います。私はこのリピーターの確保について、寄附金にとどまらない価値があると考えております。どういうことかといいますと、まず第1段階として、ふるさと納税を通じ、交流人口、つまり、一時的、限定的な関わりを増やす、そこから第2段階として、魅力的な返礼品や同行物等を通じてリピーターになってもらう。さらに、最終段階として、つながりを継続することで、南阿蘇村のファン関係人口、つまり、継続的で多様な関わりを増やす、このような流れを活性化できれば、ふるさと納税がきっかけで、観光や移住など、寄附金額以上の価値もつくり出すことができるのではないのでしょうか。以上の点も踏まえ、リピーターの現状や、翌年、翌翌年も寄附していただくための基本方針、具体的取組内容や、そもそもの村としてのお考えなどをお聞かせください。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 1番丸野隆大議員の御質問にお答えをいたします。ふるさと納税のリピーター確保、これはとても大事な要素だと、今年1年で終わらずですね、しっかりと継続安定した財源確保というのは、これが私も問題意識、強く認識してるところであります。ふるさと納税のリピーター確保につきましては、それを答弁させていただきます。これにつきましては、まず南阿蘇村のよさを知っていただき、本村のファンになっていただくことが1番重要なことでもあります。そして、やはり返礼品の質も、あわせて向上していくことで、

寄附していただいた方々に満足をしていただくことが大事だと考えております。年々、国のふるさと納税のルールも変更を重ねており、そういった変更にも注視しながら、価格や容量について、中間業者や返礼品事業者と相談しながら、随時見直しを柔軟に取り組んでいるところであります。

初めに、本村のリピーターの現状と寄附者数、寄附額の推移について。お答えをいたします。令和3年度から令和7年度の状況について御説明いたします。別添の資料のとおり、令和7年度に寄附された方々が過去にも寄附された事のある人数を集計しますと、令和3年度が526人、令和4年度が1,405人、令和5年度が1,220人、令和6年度が2,457人となっており、全体としては、リピーター率が上がり増加傾向にあります。寄附者と寄附額の推移については、令和8年2月時点で、約4万4,000人と過去最高の令和4年度に迫る人数となっており、寄附金額は約15億円を達成する見込みであります。

次に、翌年度以降も継続して寄附していただくリピーターの確保に向けた取組について御説明をいたします。基本方針は、一度本村に寄附されたことがある方に対して、本村の観光情報や、イベント情報など、SNSやダイレクトメール等で定期的に発信することで、継続的に村への関心を喚起しています。また、今後、より多くのリピーターを獲得するためには、定期便による申込みの受け付け、主力商品の在庫の確保、申込みから発送の期間を短くすることで、返礼品の購入機会を失わないよう対策を行ってまいります。またインターネット上のふるさと納税受付サイト、いわゆるポータルサイトと呼ばれますが、このポータルサイトを見ますと、返礼品に対するレビュー数が多い、コメントと言われるレビュー数が多いほど、売上げが安定する傾向が見られます。そこで、本村としましても、年末に向けて、有料のレビューキャンペーンを実施しました。今後も本村で1番売上げを上げている米商品、阿蘇びよりを中心に、レビューキャンペーンを継続的に取り組んでまいります。また今年度本村のふるさと納税特設ホームページを新たに開設する予定ですが、生産者の名前や顔どのような場所で、作られたかが分かる情報を掲載するとともに、寄附金の使途、使い道も分かるよう分かる形とすることで、本村への親しみを持っていただき、より購入したくなるようなイメージアップづくりにも取り組んでまいります。

最後になりますが、今年度から新たな取組として、昨年11月15日、16日、東京都世田谷区で、包括連携協定を結んでおりますソラシドエアーが開催したグリーンスカイフェスタに企画観光課、農政課、あそ望の郷くぎのが合同でブースを出展しました。この出店において、南阿蘇村の特産品やふるさと納税を私も自ら参加しまして、PRしてまいりました。また11月24日には、企画観光課主催であそ望の郷くぎのにおいて、南阿蘇秋の収穫祭を企画し、開催し、特産品の対面販売や、ガラポン抽せん会などを実施し、本村のファンづ

くりを取組、ふるさと納税公式インスタのフォロワーも1000件を超えました。今後も定期的にPRイベントを開催するとともに、楽天やふるナビなどが主催するふるさと納税関連イベントへ積極的に参加し、私自ら現場に立ち、本村の認知度向上とリピーター獲得に向けて、トップセールスを行ってまいります。以上で丸野議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 太田村長御答弁ありがとうございます。あそ望の郷の収穫祭を私も行かせていただきまして本当企画観光課の皆様の受け入れる姿勢なんかですごくなんか明るくて、そういった形でもやっぱり村内にこられた方、ファンになれるかなというふうにも感じました。そういった活動を本当御尽力、感謝しております。

また人数に関しましても、令和7年度だけでも、4万4,000名以上もの方々が寄附してくださったとすると、この金額だけでなくこの人数に対しても改めてありがたく思います。また、今回作成していただいたこの別添の表について、非常に面白く感じました。例えば寄附金額で比べますと、今年度は令和4年度の倍以上ですが、寄附者数でいうと、先ほど太田村長もおっしゃられたように令和4年度のほうが多い。令和5年度と令和6年度は、比べますと、令和6年度のほうが寄附者数自体は減っているものの、リピーター数は倍になっていて、寄附金額も多い。既に取り組まれているかとは思いますが、こういった逆転現象といいますか、そこら辺の分析も是非今後のふるさと納税政策、リピーター確保策に生かしていただきたく思います。

先ほど村長もおっしゃられましたが、このふるさと納税制度については、以前から、この議論にも上がっており、昨年10月のポイント廃止に始まり、昨年末の政府の税制改正大綱でも、2029年までに募集費用の上限を5割から4割段階的に引下げでしたり、税金の控除額に上限を設ける。また、経費基準等に違反して、指定取消しを受けた自治体に対しては、再指定までの停止期間がこれまで最長2年だったものが、3年に延長とより厳しくなる方向で、制度改正の話題も続いております。こういった制度改正に左右されにくくなるよう、費用効果の高いメニューや、寄附者との強固な関係性づくりにさらに御尽力頂きたいと思う所存です。

この件で御提案したいことが2点ございます。1点目が、熊本城の復興城主のような、人の心や興味をぐっとつかみ、リピーターも多くて、印象的で覚えやすい、ガバメントクラウドファンディング型のメニューを今後の制度改正に備えて、増やしていくことです。このガバメントクラウドファンディングの特徴は、返礼品の内容というよりも、寄附金の主要用途やプロジェクトへの共感で寄附が集まる傾向にあります。返礼品がなかったり、少ないパターンもあり

ますので、リピーター確保策と組合せれば、寄附金の額自体が少なくても、村が使える金額は残り、安くなる金額や流れも十分あり得るかと思います。

2点目の御提案は、返礼品の同梱物に、村の子どもが書いた絵をプリントしたポストカードサイズのお礼状を同梱するのはいかがでしょうか。例えば表面には、村長からのお礼の文書、裏面には写生大会などで、村の子どもが南阿蘇村の風景を描いた絵を印刷したものです。私も経験がありますけれども、全く見ず知らずの関係でも、子どもの書いた絵というのは、なかなか捨てるのを憚られる魅力があります。それが南阿蘇村のすばらしい風景の絵であれば、なおさらかと思えます。捨てにくくて家に飾りたくなるお礼状は、本村のことを意識し続けるきっかけとなり、リピーター確保にも貢献できるのではないのでしょうか。以上2点の御提案について見解をお聞かせください。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 丸野議員も日頃からですね、村などいろんなイベントにも積極的に参加を、お顔出していただいて、現場を見ていただくという本当のネットワークのかるさ若さだけではなくですね、やはりこういった村づくりにとても高い関心をお寄せ頂いてることに、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。また御提案を頂きました2点につきまして、現在検討しております。

まず1点目のガバメントクラウドに、取り組んではどうかという御提案ですが、今検討してますのは、一心行の桜が、ここ近年元気がなく、やっぱりちょっと花も少なかったりということで、昨年の桜まつり今年の桜まつり、2年続けて養生のために、イベント中止を決定いたしました。今治療中ですがこういった村のシンボリックな自然、そしてこういった樹木の治療等にもですね、こういったガバメントクラウドを活用して、全国から応援していただけないかというようなことで取組をちょっと検討しているところであります。実際ですね昨年からの苗を種から育ててですね、一心行の子桜ということで、返礼品の一部にできないかというようなことで、昨年の種子を苗にしているという取組もしているところでございます。また、登山道や遊歩道の整備に向けて、クラウドファンディングを活用できないかということで、もう既に民間の企業、そして環境省などとも一緒に、ちょっと水面下で今協議をしているところです。なかなか山に入らないことで荒れていく。しかし、登山客の方たちにとっては、もっと整備してほしいというようなニーズがございます。こういったことにも手が届く目的として、山を愛する人たちが、その場で電子決済などで寄附ができる、こういった仕組みも検討しているところでございます。

そして2点目、DMに村内の子どもの絵を印刷してはどうかということで、なかなか捨てるのが憚られると、人間の心理まで読んだ御提案を頂きありがと

うございます。現在、企業版ふるさと納税の企業などに対しては、私が今手書きでお礼状、額にかかわらず、企業のほうにお送りしたり、出張の際には訪問をしたりというようなことで、お金だけではない顔の見えるお付き合いを始めているところであります。個人に関しましても先ほど申し上げたように、DM等で南阿蘇村を思い出していただくか、想像していただくというようなことも検討を行っておりますが、議員御提案のように、子どもたちの絵も一つの案として、ちょっと採用を検討させていただきたいと思います。いかに今後リピーターを繋げていくか、先ほど議員からもお話がありました、国の制度が1刻々1刻々と変わるむしろよくなるどころか地方にとっては厳しくなる一方の制度改正の中で、この村の生命線の一つとなる新たな財源確保のために、引き続き知恵を絞りながら、そして議員御提案のような前向きな御提案をですね、しっかりと採用も検討しながら、あの手この手を使いながら、引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。すばらしい御提案を頂きましてありがとうございました。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。太田村長御答弁ありがとうございます。また既に一心行の大桜、一心行の子桜など、あと遊歩道に関するガバメントクラウドなど、もう既に御検討されているということで、大変うれしく思います。この種や苗木の確保など、うまくいって、是非成功することを願います。こういった一心行などに限らず、南阿蘇鉄道や水源、草原といった本村の文化観光資源と絡めたユニークな肩書、例えば、復興城主のような一口駅長とか、草原サポーターなど、先ほど村長もおっしゃられたその遊歩道でこられた方が電子決済などでピットその場で寄附できるなど、そういったことと、ちょっと絡むんですけども、例えば名誉村民のチャーリー永谷さんに送られた、達筆で見事な筆書きの認定証など、そういったものが寄附額などによって贈呈されるようになったら、ふるさと納税に収まらず、インバウンド向けにも寄附を募ることが可能にならないかとも、今お話聞いててちょっと考えました。是非一心行の大桜に関するガバメントクラウドファンディングを皮切りに、本当熊本城の復興城主のようにリピーターも多く、そして返礼品の原価が低くても喜んで寄附したくなるようなメニュー費増やしていただければと思います。また、お礼状に関しても是非前向きに進めていただければ幸いです。子どもたちの絵が活用されたことを、村外向けにPRすることで、ふるさと納税に対する村民の関心や、太田村長冒頭の挨拶でもおっしゃられましたまさに、村一丸となったふるさと納税に協力する雰囲気づくりにもつながるのではないのでしょうか。ふるさと納税制度改正にうまく対応し、今後も結果を出してくださることを御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 今の丸野議員が御提案をされながら、一言お伝えをしたいと思って上げました。まさに、そういったいろいろなアイデアを形にしていくというのが、これからとても大事だというふうに思っております。その中で絵画も、村の子どもたちがコンクールとか受賞された、そして大人の方でも、写真とかそういったコンクールで受賞された方々などの村の風景などの写真、こういったのも一緒に添えるということも、いいアイデアじゃないかなというふうに思いましたので、そういうことをすることが、逆にまた村民の皆様のやる気というかですね、制作意欲にもつながるんじゃないかと思いましたが、そういった好循環を、ふるさと納税の事業を通して生み出せるように、しっかり今後も対応してまいりたいと思いますので、引き続きの御提案をよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、1番、丸野隆大議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 4番、古澤博之議員の質問を許可します。古澤議員。

○4番 古澤博之 4番古澤です。議長の許可を頂きましたので、質問をしたいと思います。最後までよろしく願いいたします。私は、南阿蘇村の食と農を未来へつなぐ学校給食の在り方について、三つの質問を行いたいと思います。熊本地震から今年で10年、インフラの復旧が一段落した今、これから真に再生すべきものの一つとして、村の基幹産業である農業とそれを支える食の循環にあるのではないかと私は考えます。阿蘇の湧水と肥沃の大地で育つ、農作物は、私たちの誇りであり、子どもたちの血や肉となる宝です。しかし、現状はどうでしょうか。地元農家が丹精込めてつくっている、農作物がそのまま、子どもたちの口に届く当たり前の仕組みがまだ道半ばではないかと感じています。本日は、数ある農業振興策の中でも、学校給食をもとにした、地産地消の推進と、それを支える小規模農家の参入支援について、村としての考えを伺いたいと思います。

まず、現在の本村における食育と、農業振興の客観的な状況を把握するため、次の点について伺います。現在の学校給食における地産地消率、納入回数や納入量などはどれぐらいあるのか。特に、南阿蘇産のお米、あか牛、野菜など、主要な品目別の地元産割合は、現状でどの程度か、今現在の数字を明らかにすることで、今後の進め進むべき道の起点にしたいと考えます。

二つ目に、南阿蘇村には多種多様な作物を育てる意欲ある小規模農家さんが多く存在します。しかし、現状の給食納入には、一定規格の維持、安定した供給量、煩雑な事務手続といった、高いハードルが、ネックとなり、個人での参入の壁になっています。なので、個々の農家さんが直接納入する、するのでは

なく、一旦ハブ拠点となる施設に商品を集め、取りまとめて一括納入する仕組みを構築できないか。また、形や大きさが多少不揃いであっても、厳格な安全性や味が確保できれば、地元の恵みとして積極的に活用すべきではないかと考えますが、調理側の受入れ体制や課題も含めて、村としてどのような支援策が講じられるか、お伺いいたします。

三つ目に、当然、地産地消の推進を行うにはコストの問題が避けては通れません。市場価格との差をどう埋めるかという、直面する課題に対して、村主導で、小規模農家さんが納得して作り続けられる適正価格で、購入する仕組みを整備すべきだと考えます。熊本地震からの節目を迎え、今後5年10年のスパンで、攻める農業を展開していくために、子どもたちの健康である食育と、農家の経営を両立させるために必要な対策だと思いますが、いかがでしょうか。将来、子どもたちが地元の野菜をおいしいと食べ、それをつくる農家の皆さんが地域で尊敬され、生活が成り立つ、この循環こそが、震災を経て、私たちが目指すべき、持続可能な南阿蘇村の姿だと確信しております。村としての見解をお聞かせください。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 4番古澤博之議員からの御質問にお答えをいたします。まず要旨の質問要旨の1の本村の学校給食において、地元農産物を積極的に活用するにはおいては、地元農産物を積極的に活用する地産地消を推進しております。現状申し上げますと、令和7年で、米は南阿蘇産を100%、野菜については、村内で栽培されたトマト、人参、ジャガイモ、タマネギなど、26品目を学校給食に取り入れております。また、年に3回、6月、9月、1月に、南阿蘇ランチの日と題しまして、地元農産物をふんだんに使った給食を提供するだけでなく、農家の方々を実際学校にお招きして、野菜の栽培方法や生産者の思いを直接聞くなど、多角的な食育にも取り組んでいるところであります。またあか牛につきましては、毎月1回、あか牛を利用したメニュー、例えばすき焼き丼、肉じゃが、カレーといった、あか牛のメニューを子どもたちに提供しております。年間の給食における地元農産物の活用割合は、回数で約25%、量、重さにつきましては約15%程度となっております。

次に、質問の要旨2についてお答えいたします。2022年度より、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用した給食の地産地消に取り組んでおり、米とあか牛以外の農産物に関しては、南阿蘇村環境保全農業推進協議会が主体となって、南阿蘇村産の有機農産物を給食材料として供給しております。これまで栄養士、教育委員会、農政課等の関係機関と生産者で、話し合いを重ねてまいりました。その中で、給食の献立は1か月前には決定し、必要な食材も決まるため、必要な数量は必ず確保しなければならないこと。また短時間で大量に

調理することから、一定の規格に沿った食材が現場としては必要であるという  
ようなこと、さらには安定した供給体制が課題であるというようなことを確認  
しております。また生産者に行ったアンケートをもとに作成した、農産物カレ  
ンダーを給食センターに提供したり、先行して実施をしている山都町の納入業  
者を招いての勉強会、農家と給食センターをつなぐ給食マッチングシステムの  
実証実験などに取組ながら、供給体制の構築に向けて検討を進めているところ  
であります。現在は農業みらい公社において調整納品事務作業等を行っており  
ますが、将来的には、食材の納入業者がアプリなどを活用して、供給の調整を  
見ながら、食材納入業者の倉庫に生産者が納入するようなスタイルを目指して  
いるところであります。

次に、要旨3についてであります。給食に使用する南阿蘇村の農産物は、  
南阿蘇全体の農業生産量に比べると、僅かな量であり、本村の農業振興の軸と  
するのは、難しいところであります。しかしながら、学校給食における地産地  
消は、子どもたちに新鮮で安心な旬の食材を提供し、生産者と消費者をつなげ  
る生きた教材としても効果が期待できます。子どもたちに農業に興味を持って  
もらうことで、将来の農業担い手の確保につながるよう、今後も積極的に地産  
地消を推進していきたいと考えております。また御提案頂いた食材の安定供給、  
経営下支えといえますか、小さな生産者の方々の部分につきましては、少しち  
よっと検討が必要なのかなというふうに考えておりますので、早速、関係課、  
農政課とも協議を始めたいということで、御提案として承りたいと思います。  
以上で4番古澤議員の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 古澤議員。

○4番 古澤博之 4番古澤です。村長丁寧な答弁ありがとうございます。先ほ  
ど答弁の中で地元納入産、お米はもうほぼ100%ということで、それ以外に  
関しては、まだまだちょっと数字的に低いというのが現状だと思います。です  
けどもなかなか食農に関しては、規格だったり数量、いろいろ規制があったり、  
当然子どもが口にするものですから十分な検討が必要だとはもう十分承知し  
ておりますので、その上で、将来子どもたちが、自分たちのお父さんお母さん  
だったり、おじいちゃんおばあちゃん近くの業者の方、その方たちがつくっ  
てくれた食材で育てたというふうに将来思ってもらえるような、そういう記  
憶に残ってもらえるような仕組みが出来上がればよいと考えておりますの  
で、是非その辺の構築も含めて、期待して私の質問を終わりたいと思います。  
どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

○議長 山室昭憲 以上で4番、古澤博之議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 2番、工藤眞巳議員の質問を許可します。はい。工藤議員。

○2番 工藤眞巳 2番、工藤眞巳です。議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、国が進める中学校部活動の地域連携、地域クラブへの移行、今、展開と言われているようですが、について伺います。私は25年以上にわたり白水中学校、南阿蘇中学校の陸上部外部指導者として、現場に携わってまいりました。近年肌で感じているのは、新入生の運動経験の減少とそれに伴う基礎体力の著しい低下です。新1年生が、以前は二、三か月程度で、上級性と同じような練習メニューをこなすことができていたんですが、個人差はありますが、近年では、9か月から1年ぐらいかけて、調整をして、やっと上級生と同じメニューができる状況にあります。議長の許可を頂きましたので資料をつけさせていただいております。御覧頂ければと思います。この資料は、熊本大学医学博士の伊藤 雅浩先生が本村のスポーツテストの結果を集計されているデータです。少しちょっと表が見にくいですが、各学年、男子、女子に分かれて学年ごとに、それぞれの数値が示されております。赤い文字が県平均の数値となっております。黄色で示しておりますところが、南阿蘇村の子どもたちの平均の数値となります。御覧頂くと分かりますが、高学年になるにつれ、黄色の部分が増えていることが分かります。この研究データを見ても、本村の児童のスポーツテストの結果は、県平均を下回る項目が多く、運動機会の喪失は、看過できない事態です。一方、受皿となる民間クラブは、送迎の負担や、月謝の高さが壁となり、都市とスポーツの格差も懸念されます。令和8年度から、土日完全移行を見据え、本村の子どもたちが、等しくスポーツに楽しめる環境づくりについて、以下の5点を質問いたします。

まず一つ目、地域移行の方向性とスケジュールについて、村の具体的なロードマップを伺いたいと思います。

二つ目です。小学校部活動の社会体育移行後の分析について、先行して行われました中学校の移行に関し、児童の体力低下や、加入率への影響をどのように分析されているでしょうか。

3番目です。保護者の送迎の負担の軽減についてです。バスの導入や、タクシーの活用など、村独自の送迎支援の仕組みを検討できませんでしょうか。

4番目です。今現在ありますクラブ南阿蘇の機能強化についてです。中体連の受皿としても、大変重要なクラブでございます。専門人材の配置や、指導者の処遇改善、研修体制の計画などがありましたら伺いたいと思います。

5番目です。南阿蘇村児童放課後活動助成金の拡充についてです。この事業は、初年度に限定をされて、助成を行われております。この事業を中学校卒業まで、毎年、継続的な形で補助ある、あるいは拡大をするお考えはございませんでしょうか。

以上五つについて村の回答をお願いしたいと思います。

○議長 山室昭憲 今村教育長。

○教育長 今村了介 2番工藤議員の質問についてお答えいたします。まず、質問の要旨1についてですが、中学校部活動の地域移行は、教職員の働き方改革や、少子化に伴う部員数の減少、単独校での競技力維持の困難などの課題を踏まえ、国が令和5年度から7年度まで、計画推進期間、令和8年度から13年度までを改革実行期間と位置づけて進めているものでございます。現在は改革推進期間の最終年度であり、本村でも、休日の段階的な地域移行を進めてまいりました。経緯と現状についてまた、スケジュールにつきまして御説明いたします。

令和6年度には、南阿蘇中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、スポーツ協会や地域団体、中学校代表者とともに、地域の実情や指導者確保の課題を議論しながら、移行スケジュールを作成し、計画的に取り組んでまいりました。その結果、八つの運動部活動のうち、活動指導員が指導する。部を除く七つの部活動で、令和6年12月から原則として、地域指導者が主体となる体制へ移行しております。地域指導者の多くは、スポーツ協会からの推薦を受け、教育委員会が委嘱した方々で、平日の外部指導者としての実績もあり、平日、休日を通した一貫した指導体制が整いつつございます。地域移行は、地域の実情に応じて取り組むことが前提であり、村では、休日の活動を従来の活動の延長として位置づけ、土曜午前中3時間を活動時間とし、中学校を拠点とした運営、スクールバス運行による生徒保護者、負担の軽減に取り組んでおります。一方で、地域指導者のみで運営できている部活動もあれば、顧問教職員の関わりが必要な部活動もあり、働き方改革の観点や、将来的な完全移行を踏まえ、教職員の関わり方については、今後も検討委員会や指導者調整会議で議論を進めてまいります。

今後については、今年度より、地域移行から地域展開と名称を改め、地域に広く開き、地域全体で支える、また地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、令和8年度から改革実行期間が始まります。令和10年度までを前期11年度から13年度までを後期とし、休日の活動については、できる限り早期の完全移行を目指してまいります。来年度には、南阿蘇中学校地域クラブを立ち上げ、休日の学校部活動と地域クラブの役割を明確化した上で、将来的な活動母体の在り方を検討し、実行期間の最終年度までには、平日の移行は努力目標としますけども、平日等を含む全ての部活動が地域展開を図れるよう、各種課題を解決しながら推進してまいります。なお、教職員の協力が必要な場合は、兼職兼業制度の制度を活用しながら、柔軟に対応してまいります。基本は、教職員依存せず、地域の人的、物的資源を活用し、地域全体で支えることで新

たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指してまいります。

次に質問要旨2についてですが、本村では村立小中小学校運動部活動検討委員会において、社会体育移行後の児童スポーツ活動指針を策定し、児童の健全育成等、運動機能の確保を目的として、平成31年4月に、クラブ南阿蘇内に小学生部活指導者部を設置しました。これにより、各小学校で、放課後の時間を活用した放課後きらめきクラブを立ち上げ、同クラブが運営母体として活動をしてきました。発足当初は、3小学校で約50名の児童が参加しておりましたが、令和7年度現在では、南阿蘇西小学校1校のみの実施となり、参加児童は14名に減少しております。この参加児童数の減少の背景には、小学校の社会体育移行が進む中で、児童が参加できるスポーツや文化の選択肢がこれまで以上に広がり、地域クラブや民間団体が提供する多様な活動に触れる機会が増えているということがございます。さらに共働き家庭の増加等により、放課後の受皿として、学童クラブを利用する児童が年々増えていることも、きらめきクラブの参加人数減少に影響しているものと考えられます。今後も、放課後きらめきクラブによる、活動の継続は考えておりますけれども、まずは児童が現在どのような社会体育、クラブ活動に加入しているのか、また、どのようなニーズがあるのかを調査し、その結果を踏まえて、クラブ南阿蘇と連携強化を図り、児童のニーズに応じた多様なスポーツ文化活動が展開できるような環境整備に努めてまいります。

また、児童の体力面に目を向けますと、先ほど資料提供もございましたが、スポーツテストの結果から、体力の低下が顕著に見られる状況です。このため村では、令和6年度から、熊本大学と連携し、小学1年生から3年生を対象とした運動支援事業を実施しております。さらに、今年度からは、小学4年生から6年生を対象にスポーツの基礎的な動きや体の使い方を学ぶSAQトレーニングを、専門講師を招いて授業の中に取り入れ、体力を維持向上する取組を行っているところです。これらの取組を通して、児童がスポーツに関心を持ち、主体的に体を動かすきっかけとなることを期待しております。

次に要旨の3についてですが、中学校の地域展開については、先ほど申し上げましたとおり、現在は平日の部活動を延長する形で、土曜日の活動を実施しております。土曜日の活動については、これまでどおりスクールバスの送迎を行っているため、休日を原則土曜日としている現行の運営では、保護者の新たな負担増は生じておりません。一方小学生については、既に社会体育へ移行していることから、活動への送迎は保護者の責任においてお願いしている状況ですが、小学生が、多く参加しているクラブ南阿蘇に所属するクラブについては、大会や練習試合の際に、保護者負担が生じないように、現在は社会福祉協議会のマイクロバスを活用し、クラブの責任において、会場までの送迎を行っていた

だいております。この取組により、保護者の負担軽減と活動参加のしやすさが一定程度担保されております。今後については、こうした現状を踏まえつつ、中学校の地域展開の進捗に合わせ、将来的に持続可能な活動形態を模索するとともに、受皿となる団体が主体的に送迎できる体制が構築できるよう、必要な支援策を講じてまいります。

質問の要旨4についてですが、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人クラブ南阿蘇は、これまでスポーツや文化活動を通して健康増進や生涯学習の普及振興に大きく貢献されてきました。また、小学校部活動の社会体育移行に伴い、児童の放課後活動の充実にも尽力頂いております。これらの機能は今後も継続していただく考えであります。今後、中学校の部活動の地域展開は、それを進めていく中で、児童生徒の多様なニーズに応じたクラブの設置がどこまで可能なのか、指導者の掘り起こしなどの課題にどう取り組んでいくのか。これから機能強化を図っていく上では、同クラブの事務局機能強化も必要と考えますが、まずは来年度からは、地域展開に関する受皿的機能を担っていただくようお願いをしております。

なお中体連の在り方については、地域展開の進行に伴い、従来の学校単位でなく、総合型スポーツクラブに所属していれば、大会に参加できる仕組みが整いつつございます。いずれにいたしましても、今後、クラブ南阿蘇の機能強化を図っていくためには、専門人材の計画的配置と指導者の処遇改善であると考えます。同クラブの指導体制とそれに伴う専門的な研修体制の充実については、今後同クラブとしっかり協議を進めてまいりたいと考えております。

質問の要旨5についてですが、本助成金は、小学校部活動の社会体育移行に伴い、保護者負担の軽減を図ることを目的に創設したものであります。助成額は年会費の3分の1、交付は1回限りとしております。これまでの実績としては、毎年30名から40名程度が利用されております。しかし移行から8年が経過し現在、現行制度の在り方については見直しが必要であると考えております。質問要旨4にも関連いたしますが、特に村の子どもたちのスポーツ文化活動を安定的に支える基盤として、クラブ南阿蘇の機能を強化し、保護者の負担軽減につながる環境整備を図ることが重要であると認識しております。そのため、組織体制や指導環境の充実を含め、持続可能で一貫した支援体制の構築を進めてまいります。御質問の中学卒業までの継続補助や拡充策については、この助成制度の転換も考慮しながら、何らかの形で、どのように助成していくのかは、その方向性を模索し、生み出していきたいと思っておりますので、しばらく時間を頂きたいと思っております。

以上申し上げましたとおりでございますが、持続可能で魅力あるスポーツ文化の活動の充実を図っていくため、今後も国の方針を踏まえ、地域の実情を考

慮し、地域の方々、指導者、保護者、関係者等の連携を含め、深め、児童生徒が安心して活動できる環境整備をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上、答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 教育長、御答弁ありがとうございました。答弁にありましたとおり、令和8年度から、南阿蘇中学校地域クラブを開設されるということで、地域展開が進むと考えられます。地域展開を進めるに当たり、中学生という盛んな時期ですので、心身のケアが重要です。学校でのトラブルを地域クラブに持ち込まないよう、また、平日と休みの指導者側の方針が食い違いはないように、教育委員会のほうにはお手数ではございますが学校と指導者の架け渡し役というして、徹底した調整をお願いしたいと思います。

また、小学校の社会体育移行の分析でございますが、熊本大学と連携されて運動支援事業、これはエアロビクスの大村選手が御指導されているというふう聞いておりますが、そういった事業や、日本SAQ協会が行っているSAQトレーニング、これは本当に運動の基礎となるとてもいいトレーニングだと私も思っております。これらも今後継続を是非していただきたいと思っております。さらにニーズ調査につきましても、今後進めていただくというふうにお伺いをしました。現状をしっかりと捉え、課題を見いだして、直面している子どもたちの体力低下をできるだけ速やかに解消できるように、クラブ南阿蘇と連携を密に、運動の魅力を発信していただければなというふうに感じております。

送迎についてですけれども、先ほども言いましたとおり、送迎は大きな障壁というか、御負担になっている部分が多いです。私の考えですが、例えば曜日ごとに種目を変えた送迎、巡回所送迎バスの運行を御検討頂き、行きだけでもすね、帰りは保護者が迎えに来るとして、夕方のお忙しい時間を行きだけでもサポートを村ができるといった柔軟な発想などを御検討頂ければ幸いです。

クラブ南阿蘇につきまして、機能強化について、本当に前向きな御意見を頂きましてありがとうございます。スポーツ庁の令和8年度からの新しい補助メニューで、部活動の地域展開のタイミングで、補助事業もございますので、財政的にも有益であるとか考えますので、こういったものを活用され、拡充されるのはいいかなというふうに考えております。また、指導者の研修につきましても、クラブ等協議して進められるとお聞きし、ありがたく存じます。ハラスメント防止を含む資質の向上のための研修も、今後重要な部分と考えますので、何とぞよろしくをお願いしたいと思います。

あと、放課後活動助成金につきましてですけれども、制度の見直しを検討するというので、今後どのような形になるかはこれからということで、存じますが、子どもたちの運動の機会が増えることを中心に保護者の負担や、クラブの

指導者の確保や育成、村が進む方向性を総合的に判断されますことを願います。

最後に、私も長年スポーツに携わっておりますが、部活動を通じて、体力や運動能力だけではなく、心を育てる、とても大事な部活動だと考えております。しかも、中学校の3年間は一生に1度しかありません。この子どもたちの1人一人が、南阿蘇村で部活動を行ってよかったと思える地域移行地域展開であってほしいと願ひまして、私の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 まず、教育長から。

○教育長 今村了介 ありがとうございます。再質問の要旨について少しお答えさせていただきます。質の高い連携を、やはり確保していかなければいけないと思っておりますし、やはり、中学生は多感な時期であるので、その学校での人間関係が、心身の状況が地域活動に影響しないよう丁寧に配慮していきたいと思っております。先ほども申し上げましたけど平日休日を通して一貫した指導体制を基本として築いていきたいと思っております。指導体制はそこで変わらないということで一貫した平日、休日というところは考えていきたいと思っております。また、教育委員会がやはり中心となって主体となって進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと先ほど大村さんと SAQ トレーニングは継続して進めていきたいと思っておりますので、そこで体力をしっかりとつくって、これは本当大事なことと思っておりますので、もう5分でも10分でもその基礎体力をつくっていきたいと考えておりますので、引き続き、継続してまいります。

それと、各家庭の事情を調査すると送迎ができない保護者は、結構負担になっているところもあると思っておりますので、現行のスクールバス運行を踏まえながら、地域展開の進捗に応じて、どのような送迎、支援が可能なのか、今後、関係機関と連携して検討してまいりますので、生徒が安心して参加でき、保護者にとっても無理のない環境づくりを目指して、実効性のある支援策のあわせて検討を進めてまいります。それと先ほどありましたスポーツ庁からの新たな補助金メニューにつきましては、地域クラブ運営やコーディネーター配置に活用できる可能性があり、村としても、動向を注視して、活用を進めていきたいと思っておりますので、もしもそういうメニューが示されれば、しっかり活用していきたいと思っております。またハラスメントはですね、絶対あってはなりませんので、資質向上のための研修実施は是非実施していきたいと考えております。

最後に、経済的な負担軽減は、本当大事なところでありますので、健康な体を育み、将来の健全な成長を支える子育て支援という視点から、全ての子どもたちが平等で、やりがいのあるスポーツ活動へ支援を含め、継続的補助への転換については、少し時間を頂きながら検討させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても安心して活動できる環境整備をしっかりと取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。工藤議員御質問ありがとうございました。そうした長年の、子どもたちへの陸上に関する御指導の御尽力にも感謝申し上げます。御質問に関しましての詳細はですね、教育長のほうが答弁をいたしました。全体的な事として、私の考えを少しお伝えさせていただきます。私も議員御指摘の子どもたちの体力低下、どうしても今までは歩いて通学したのをスクールバスにならざるを得ないというようなことで、基礎体力の低下に対しての危機感というもの強く持っているところでございます。今教育委員会のほうで申し上げたようなあらゆる手を使いながら、基礎体力の向上と、あと地域、部活動の移行に対しても、取り組んでるところでございます。私も議員時代、中学校が統合したときに、サッカー部をつくってほしいというような要望がありました。南阿蘇特に指導者が優秀な方が多く、キッズサッカーではとても高成績を残す、是非中学校なってもサッカーをしたいというお話でしたが、実際は、もう創部から間もなく廃部、いろいろなクラブチームのほうに、皆さんそれぞれ進んでしまっていて、実際は人が集まらなかったと。要は、少子化が相まって、皆さんの種目の多様化とか、受皿の多様化が進んでいるというところをどう対応していくかということが今後必要になってくるんだろうと思います。送迎の負担軽減、これはとても大事なことであります。しっかりとそういったことも考えながら、今年度ふるさと納税を活用しまして、先ほどお話あったマイクロバスの新たな老朽化した車両の交換なども進めていきたいと考えております。できるだけ公平な形で多様なニーズに応えられるような税の使い方、そして、村としてはこの立地をしっかりと活用しまして、スポーツの合宿の誘致、こういったことも今後視野に入れて取り組んでまいりたいと思います。先ほど所信で述べました健康づくりには、運動も大事な要素でございます。先日ちょっと休みがありましたので、自分の運動も兼ねて白水のグラウンドを歩きました。そのとき建立の石碑を見たところ、1985年、当時は旧白水の山室忍村長時代に建てられたという石碑が残っております。それからもう40数年たちます。歩く外周のコンコースは波を打ったりとかしてで、これは足をつまずいたりするんじゃないかと思いつつながら、私も自分自身、歩いたところでございます。こういったことも、議員が御提案頂いたような国の補助金なども活用しながら、村内に残る先輩たちが残してくれたこういった健康施設をさらに持続可能な形でリニューアルできないか、こういったことも頭に入れながら、何か一つだけをすればいいということではなくて、あらゆるニーズに応えられるのはどうしたらいいか、その辺りを柔軟に、議会の皆様とも検

討を重ね、そしてしっかりと財源も確保しながら、前に進めてまいりたいというふうに考えております。貴重な御提案頂きましてありがとうございました。

- 議長 山室昭憲 以上で、2番、工藤眞巳議員の質問を終わります。休憩に入ります。再開を1時15分から再開をいたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 12時15分

再開 13時15分

-----○-----

- 議長 山室昭憲 午前に引き続き、定例会を再開いたします。3番、山本涼子議員の質問を許可します。山本議員。

- 3番 山本涼子 3番、山本涼子です。今回も、南阿蘇村と村民の皆様、そして未来を担う子どもたちを思い、心を込めて質問させていただきます。ちなみに、今回から、質問時間が10分伸びて、30分も頂けるということになりましたので、丁寧さを心がけて進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。ちょうど1年前に議員バッジを頂きました際、議員必読の書である議員必携の本も頂きました。その本の中の11ページには、議員の使命の記載があり、そこには二つの使命として次のように記載されておりました。村長初め議員の皆様もよくよく御承知かとは思いますが、読ませていただきたいと思えます。一つ目、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することができる。そして、二つ目です。議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法適正にしかも公平、効率的に、そして、民主的になされているかどうかを批判し監視することである。この批判と監視は非難でもなければ、批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であったり、また、住民の立場に立っての監視であるべきと監視であるべきであると記載されております。行政のチェック機能としての議員です。しっかり使命を果たしていきたいと思えます。改めましてよろしく願いいたします。

12月の一般質問でも同じ題での質問をいたしました。その後、旧グリーンピア東側村有地を売却し、最高級ブランドホテルを誘致する計画は、着々と進み、2月5日にプロポーザル審査が実施されました。私は、昨年3月の初めての定例会一般質問に、南阿蘇村の財産についてと題して質問させていただきました。そのあと、村有地の査定の話が出来出たとき、今回の事業の説明があった際も異論を唱えてまいりました。しかし、議員に説明しただけで賛否を問うこともなく、今回、今月末には基本協定の締結がなされようとしております。法律上は問題がないとしても、このような進め方は、村民不在、村議会軽視だと言わざるを得ません。先日、2月27日の政策懇談会には、プロポーザルの結果並

びに内容を提示していないだけでなく、企業から直接説明をさせるために、既に部屋の外に企業を待機させてあるという、準備の周到さに大変驚かされました。そこで私が1番問題と感じているのは、これまでの強引な進め方であり、透明性のなさです。前回の定例会一般質問の際にもお聞きしましたが、改めて、28.5ヘクタール、東京ドーム6個分の村有地を売却して、最高級ブランドホテルを誘致するという事業のここまでの一連の流れを端的に、且つ、傍聴の方にも聞きや聞き取りやすいよう、説明をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 山本議員。一問一答です。続けて2番目3番目お願いします。

○3番 山本涼子 はい。熊本地震からやがて10年になりますが、地震後、熊本県が復旧復興4か年戦略を作成され、阿蘇の草原など、自然、景観の再生継承の中に、当時の知事が上質感ある宿泊施設の誘致という文言が明記された。そして、スタートしたと認識しております。後ほど説明を頂きますが、私の頂いております資料並びに私の調査によりますと、吉良前村政時の令和6年5月に、熊本県と今回プロポーザルで決定しました積水ハウスが南阿蘇村を訪問し、高級ラグジュアリークラスのブランドホテルのプラン並びにボリュームチェック用図面並びに想定スケジュールを提出されております。当時、地震後の県との連携で復興を進めていたこともあり、断るすべもなく、提案をそのまま議会にも情報共有し、旧グリンピア東側村有地内に残っていた入会権を持つ第3駐在区にも説明が行われました。村として開発協定を県と村と積水ハウスの3者とするよう強く要望し、開発協定締結書案にも、3者と名を記載し、準備していたとのこと、しかし、ホテルオペレーター企業が撤退し、また積水ハウスの担当者も辞任辞職したため、10月の第3駐在区の説明会以降やり取りがなくなり、2月の村長並びに村議会議員選挙を迎えたとの流れのようです。

まず、前回12月の定例会一般質問の村長の答弁では、事業継続の方針を踏襲という言葉が使われていましたが、前年度は南阿蘇村と県と積水ハウスの3者で開発協定の締結を前提に進めていた。しかし、前回の定例会で、平成29年度の事業検討当初から、県との連携事業としては取り組んでいないとの企画観光課長からの答弁があったことから、太田村長引きいる新体制になって以降、事業の認識が違ってきています。となると、踏襲、つまり、それまでのやり方を受け継いでそのとおりにやるとはならず、前村長から引継ぎ案件ではないということになります。また、地元の理解が得られると答弁されていますが、ほんの一部の人にすぎません。後ほど紹介いたしますが、第3駐在区の方で、この件に関して知らない方がかなり多くいらっしやったことをお伝えいたしておきます。そして、前回も述べましたように、昨年2月の選挙で、村議の3分

の1も変わったわけです。たとえ積水ハウスがホテルオペレーター企業を見つけ、準備ができたとしても、まずは、毎月開催されている政策懇談会の場で議論することが、開かれた村政であり、南阿蘇村の明るい未来には必須だと思います。そして、そもそもここまで初めから積水ハウスと打合せをしているわけですから、公募型プロポーザルというシステムもパフォーマンスにすぎないと思います。これに関しては、今始まったことではないと、村民の方で感じていらっしゃる方から懸念の声を聞いたことがあります。透明性あるやり方に変えていかないと、議員になり改めて感じました。

また、前回12月の定例会、合同常任委員会で、今回のホテル誘致による村有地売却事業について、県と企業と村の3者による開発協定書の締結になるのかと、私の問いに、企画観光課長は、平成29年度の事業検討当初から県との連携事業としては取り組んでいないという発言をされました。先ほど説明もしましたように、県が南阿蘇に持ち込んできた事業です。前村長はじめ、当時の担当課は、県に協定に入るよう強く要望していたわけですので、定例議会での虚偽発言は問題です。また、先日、政策懇談会においての資料には、3月議会説明後、基本協定を締結として、南阿蘇村と積水ハウスに加え、今度は熊本県と記載。発言との矛盾を問うと、これは基本協定締結の1年のみと企画観光課長は発言されました。進め方途中の発言が2転3転、一貫性がない答弁となるような事業であれば、先々問題が起きた場合、南阿蘇にとって大きな補填を残すこととなります。強引に無理やり事を進めようとするとはこりびが出るのは世の常、本当に村のため、村民のためになる事業と判断したのなら、堂々としっかり議員にも、村民にも説明して議論して進めればよいことではないでしょうか。しかしながら、ここまで進める理由として、執行部としては、南阿蘇村や村民にとってプラスが大きいと判断されたのだと思います。高台の広大な草原、南阿蘇の絶景ポイントである村有地という財産を2億6,700万円、1坪約3,100円で売却し、その一時金が入ったとしても、配水管や道路のインフラを村が整えなければなりません。また、1泊20万円以上する富裕層、外国人向けの高級ブランドホテルを誘致したとしても、税収が大きくなるわけではないと思います。村の費用対効果はどのように試算されたのかお聞かせください。排水を直接白川に流すデメリットや、水資源の枯渇なども考慮してお聞かせください。

また、令和6年10月に第3駐在区の説明会の際、出席者25名と、委任状15名の中から、賛成する条件として三つが挙げられていると思いますが、それをお答えください。効果があるのか。そして、1番の問題として、村民の暮らしが守られるのか、よくなるのか、私は甚だ疑問に感じております。そして、第3駐在区の条件は、未来永劫守られることは難しいと考えます。5年ほど前、

高森と山都町の元牧野に設置されたメガソーラーの視察に参加いたしました。運営しているエネオスから会議室での説明と、敷地内を車で移動しながらも説明を受けました。その際に私が質問した中で印象に残っているのが、広い敷地の草の管理に関して、除草剤を使わずに、地下水に配慮して行うと聞きましたが、もし今後何らかの理由で丸ごと売却の流れになった際、除草剤を使わないということ、次の会社に引き継いでもらえますかとお聞きしましたところ、しばらく考えた後で、それはちょっと難しいと答えられました。このようなことが以前ありましたので、私は、第3駐在区の条件が未来永劫不可能だと思うわけです。一度売ってしまったものは、最初に取り決めをしていたとしても、転売されていけば効果もなくなると思います。また、以前提示されたマスタープランの備考欄には、コンドミニアム使用は超富裕層向けに販売を計画とありました。一部分譲となれば、なおさら、第3駐在区の条件の未来永劫の実現は難しくなると予想します。12月の定例議会を、特に議会だよりを読んだ方から今回の件を心配されてお電話を頂きました。そして、同様に、不安に感じられた村民の皆様が集まり、南阿蘇村が好きな人たちの会が立ち上がりました。そしてその方々が、今回、村有地を売却し、最高級ブランドホテル誘致の件についてのアンケートを実地されました。対象は、村内外問わず、2月22日から3月4日までの11日間、その結果を私に提供頂きました。本日、資料としては許可が頂けませんでした。村民の方からの思いでもあります。後ほど村長にお渡ししたいと思っております。アンケート方法としてはネットそして村外を歩き聞き取りで調査をされたそうです。1,074名がアンケートにお答え頂きそのうち村民が51%の548名となっています。村内は年代も幅広く、また性別のほぼ同等に調査できています。職業は、村内と村外とは大きく違い、村内、南阿蘇村ならではとなっております。そこで、今回ホテル誘致の計画について知らない方が57%、半分以上もいらっしゃいました。聞いたことがあるが、内容は不明と答えた方とも合わせると85%にも及びます。そして、計画への賛否は反対並びにどちらかという反対が65%、そもそも情報がないから判断ができないという方が27%です。いろんな御意見コメントを全部載せてありましたので、是非お読みください。アンケートは11日間という短い時間でしたが、仕事の合間に直接お話を聞いて回った方々からの感想として、ほとんどの方が知らなかったし、それも第3第4駐在区の地元の方もアンケートで知り、驚かされていたとお聞きしました。住民の声を後ほどゆっくり見ていただければと思いますが、また村内村外県外の方も答えていただいております。村外の方の中には、南阿蘇村にふるさと納税を納めてくださっていらっしゃる方もいると思います。こちらの結果も見ていただけるようよろしくお願いいたします。村民の声に耳を傾けていただき、今回、最高級ブランドホテル誘致は一旦

立ち止まっていたきたいと、村民を代表して、議会の場で発言させていただきます。南阿蘇村のため、村民のために、本当に今必要な事業であると思われるのであれば、南阿蘇村の住民そしてその代表である議員への説明と議論からやり直してください。今、世界のあちこちで戦争紛争が起きています。そのニュースを見て、先日おばが不安になり、電話をしてきました。日本もいつどうなるか、混沌とした時代を迎えていると感じています。実際先日、知人が、健軍駐屯地の平和を輪で繋ごうのイベントに参加したそうです。近日中に、健軍自衛隊に長射程のミサイルの配備と、大型の弾薬庫設置がされることに対しての説明を求めるパレードだったと聞きました。

世界そして日本を見渡せば、このようなときに富裕層向けのホテル誘致を誰が歓迎するでしょうか。また、日本は食料自給率、これはカロリーベースですが、38%です。世界的に見ますと、カナダが204%、オーストラリアが243%、アメリカ104%、フランス121%と、100%を超えています。多くの輸入に頼る化学肥料や、化学肥料や種子を考慮すると、日本の実質的な食料自給率は9.2%と昨年秋に南阿蘇村に講演に見えた。東大特任教授の鈴木宜弘先生は、日本の危機的状況を、全国を回り提言されていらっしゃいます。このことを考えていくと、水が生まれる村、南阿蘇村の使命は何か。去年は、お米騒動もあり、南阿蘇村のふるさと納税は予想以上の伸びを記録しました。これは、これからのヒントではないでしょうか。お米づくりを中心とした農業がこれからは確実に重要な立ち位置になってくると私は感じています。南阿蘇村の風土を生かした農業がこれからの日本を支えていくとさえ感じております。村民が一体となり、そして、村民が生き生きとした暮らしをしていくために、行政のやるべきこと、今、村長だけでなく、職員、議員、そして、村民が立ち止まって考えるべきだと感じています。私の住む地域の皆さんと久木野をつむぐというDVDを見る機会に恵まれました。久木野の地域の記憶として、家族、暮らし、遊びや生業、仕事、行事、そして自然、歴史などのテーマに分け、たくさんの昔の写真を映像にまとめたものとなっておりました。大自然の中での暮らしは大変なことばかりだったようですが、地域で力を合わせ、村民が生き生きと生活を営む姿が記録されておりました。昔の写真を見ながら、当時思い出話も盛り上がっておりました。私は最近、南阿蘇の歴史を学んでおりますので、昔の写真がつながり、鑑賞しながら、感動を覚えました。旧グリーンピア建設前の、牧野とあか牛の写真もありましたが、国が買上げ建設したグリーンピア宿泊施設、建設の際には、村民は多く分断され、そしてうまくいかなかったとして最終的に村に払下げ負の遺産にならないよう、当時の久木野の村長はじめ職員さんは御苦労されたかとお察しいたします。このように、国がすることだから、県が持ってきた話だからと言われるようにしていたら、

結局被害を被るのは、地方の地域住民です。グリーンピア建設の際の住民が二分されたときを思い出し、二度とあんなのは嫌だと、以前近くの住民の方にお話を聞いたことがあります。

先日、2月17日、南阿蘇中学校3年生による子ども議会を傍聴させていただきました。村長をはじめ、執行部の皆様とともに、子どもたちが南阿蘇村思い8班それぞれの提案を聞かせていただきました。南阿蘇村を世界一にしたい、観光で南阿蘇村を日本一にと、南阿蘇の自然の魅力をしっかり理解している子どもたちの提案から、未来は明るいと感じました。山、水源そして星、南阿蘇村の美しい星空を生かしたナイトマーケットという提案もありました。私が南阿蘇に移住して驚いたのは、日没後は一気に暗くなり静まり返り、虫の音が響き渡る夜でした。そして、空を見上げれば満点の星空、肉眼で天の川が見えることを、友人の多くは羨ましく思うようです。私は、こちらに来る前は、熊本市内の東バイパス沿いのマンションの10階に住んでおりました。車の騒音が当たり前でしたし、星は夜景にうち消され、星を見上げることは少なかったと振り返ります。天の川を見ることができ、四季折々の虫の音を聞くことができるのは、まさに南阿蘇村の文化的景観を、この土地の先人の方々が大切に守ってこられたからです。地域独特の風土と人々の生活、なりわいが長い年月をかけ、作り出した自然と人間の共同作品なんです。休みになると南阿蘇村に県外からも観光で多くの方がお越しになる理由は、この文化的景観に触れることにより、心身がいやされるんだと思います。ですから、これから何が1番大切かと考えると、観光に力を注ぐのではなく、自然を壊さず、そして、この地域の生業の中心であった。農業が安心して次世代に受け継がせていける仕組みづくりではないかと考えます。そして、村の在り方が魅力となり、さらにそこに少しでも触れようとする人、観光客が集まってくる。また、ふるさと納税で応援したいと思う方が増えると予想します。

今年に入ってから、阿蘇の歴史を学ぶ勉強会に参加させてもらっていますが、先日は阿蘇の草原についてでした。阿蘇の草原の歴史やそこに生息する植物、昆虫の生命の循環を知り、阿蘇の自然とその循環のシステムに驚かされ感動いたしました。絶滅危惧種であるオオルリシジミは、数年前までは、南阿蘇村のホームページに大きく載っていて、看板だったと思いました。調べると、村民の蝶とも出てきました。長野県の一部と熊本県の一部しか生息しない貴重な蝶ということですが、この蝶の生存戦略戦略に驚きましたので、皆さんにも共有させていただきたいと思います。資料のオオルリシジミの命の循環の絵を御覧ください。オオルリシジミは日あたりのよい草原に生育するクララ、マメ科の植物に卵を見つけます。卵から孵った幼虫はクララの蕾と花を食べ成長するんですが、放牧された牛が唯一食べないのが、クララだそうです。クララは人間

や動物が食べると目膨らましを起こすと言われるほど、猛毒の植物だそうです。おかげで、オオルリシジミは、命拾いをするわけですが、しかし、天敵の蜘蛛や、蜂が臭いをかぎつけてやっていきます。そこで、何とオオルリシジミの幼虫は背中から甘い蜜を出し、黒大ありを呼び、ボディガードのように守ってもらうそうです。そしてそれだけではなく、巣につれ帰ってもらい、ありの巣の中で、背中から出す蜜を分けて、ウィン・ウィンの関係で冬を過ごすそうです。ですので、春を迎える前の草原の野焼きの際には、土の中で無事に過ごし、そしてさなぎになる前にありの巣の入り口付近に移動し、無事にさなぎになり、そして、時を待って、瑠璃色の羽根の美しい蝶になるそうです。この昆虫の生存戦略には、私は感動したわけですが、移住してきて、このオオルリシジミを見たことがあったかなと。携帯の写真も満たしましたが残念ながら出会っていませんでした。このオオルリシジミが絶滅危惧種になったのは、草原の減少と野焼きがなくなったことによるものだそうです。幸運や精神的な豊かさを運ぶと言われているオオルリシジミがたくさん飛んでいる南阿蘇村と有名になれば、これもまた自然に観光客がやってくるのではないのでしょうか。観光客向けの何かをつくるのではなく、今ある既にあるものに目を向けて、それを大切にしていける時代が来たと私は感じています。

昨年の選挙で、新しい時代の転換期としてたくさんの村民の皆さんに託された、太田村長には是非1度立ち止まっていただきたい。村民の声を聞かず、今回、強行に押し進めてしまえば、期待して投票された有権者の皆さんの落胆ぶりはいかばかりかとお察しいたします。アンケートの調査で頂いた皆様の声も結果に記載してありますので、お読み頂ければと思います。豊かな水景観や、生物多様性を守り、さまざまな恵みを提供してくれる。阿蘇の草原をここで暮らすみんなを守っていけるシステムづくりにかじを切っていただきたいと強く希望いたします。長くなりました。ありがとうございます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 3番山本涼子議員の御質問にお答えをいたします。要旨の1から3につきましては、関連しておりますので、御質問同様、こちらも続けて答弁をさせていただきます。まず最高級ブランドホテルを誘致することとなった経緯の質問について御説明をいたします。これにつきましては昨年の12月定例議会にて説明させていただいておりますとおり、重複する部分があると思いますが、今日は傍聴の方も多数お見えでございますので、改めて丁寧に答弁をさせていただきます。

熊本地震後、熊本県が策定した熊本復旧復興4か年計画において、阿蘇地域の自然景観再生のため、上質な宿泊施設の誘致が方針として示されました。これを受け、平成29年に熊本県が、阿蘇郡市7市町村を対象に、適地調査を行

い、南阿蘇村はグリーンピア南阿蘇東側の村有原野約28ヘクタールを候補地として県へ提出しました。震災後の企業誘致、ちなみに阿蘇市も、場所は分かりませんが阿蘇市もそのとき手を挙げられたというふうに聞いております。震災後の企業誘致を進める中で、村単独でよりも熊本県主導の誘致のほうが、実現性が高いと判断し、県の誘致活動に協力をしてきました。その結果、平成30年には、国内大手デベロッパーから土地情報の提供依頼があり、村との協議が始まりました。しかし、令和2年以降は、新型コロナウイルスの影響で協議が中断しておりました。令和5年に新型コロナウイルスの5類移行に伴い、誘致活動が再開され、事業者からホテル出店に向けた意欲が再度を示されました。村は現地確認を行い、事業者から提示された事業計画を令和6年6月、7月、8月の議会全員協議会で報告、9月には議会による現地視察も実施しました。また今年度は9月議会の総務産業委員会で、土地鑑定委託について説明、10月と11月の政策懇談会にてプロポーザル等の説明を行っております。令和6年、県の誘致で関心を示したのは、1社のみでしたが、村としては、1社による随意契約を避け、公募による業者選定が公平性を担保できると判断し、議会報告後、改めて現地調査を行い、公売に向けた手続を進めました。売却予定地には、第3駐在区の入会地が含まれていたため、区長、原野委員と現地確認を行い、令和6年10月の第3駐在区の臨時総会で、当時の担当課長と担当者に説明を行い、意見を伺った上で、入会地売却について区として賛同を得たことから、当時の前村長が売却方針を決定しました。令和7年2月の選挙後、私が村長に就任しましたが、地元の同意が得られていたこと、また本事業が、村のブランド力向上と地域活性化につながると判断し、事業継続の方針を引継ぎました。これにより、提案型プロポーザルによる宿泊施設誘致の公募を実施しました。そして、先ほどあった、プロポーザルが2月5日に実施されまして、2社、手を挙げられたうちから1社の企業が選定をされたということでございます。

次に、ホテル誘致による経済波及効果に対するインフラ整備負担や収益性、将来リスクなどの試算についてお答えをいたします。現時点では、売却益、土地の売却益は見込めますが、固定資産税の増収や増収まで把握できる具体的な詳細な建物の大きさであるとか、その辺りのことはまだこれからということで、今回のプロポーザルでは、そこまでは示されておりませんので試算はできておりません。

続きまして第3駐在区の臨時総会における区民からの条件要望についてお答えをいたします。臨時総会では3点あったと記録が残っております。1点は、村有地を売却することで、個人所有の山林につながる、里道がなくなる。里道を確保していただきたい。2点目は、村の簡易水道になる前に使用していた地元水道組合管理の施設が残っており、熊本地震の際も、発災後、数日間利用し

たことがあるので、用地内に事業計画の邪魔にならない位置で構わないので敷設をし直してほしい。3点目は、外国企業に売却してもらいたくないとのことでした。

まず1点目につきましては、個人所有の山林への道として活用できる里道の確保、及び2点目の水道施設の件につきましては、現地調査期間中、これから1年間行われる予定の現地調査期間中に、第3駐在区役員の方や、関係者と協議を行いながら、村からも優先交渉権者へ要望し、地元要望に沿った事業計画に反映できるよう取り組んでまいります。

3点目は、今回のプロポーザルで優先交渉権者となった積水ハウス株式会社が大阪に本店を置く国内企業ということで、クリアをしています。プロポーザルの提案の中でも、積水ハウスはホテルの運営会社と30年の契約を締結する計画で、持続可能な収益事業収益も示されております。これ以外でも、排水先など、第3駐在区の御協力頂きながら、基本協定の約1年の調査期間中に、地元からの要望なども含め、村としても積水ハウス側へ事業計画を、村の要望を踏まえた上で進めていただくよう働きをかけていくと、そういう1年間にしていきたいというふうに考えております。

また御質問の趣旨にあります、村有地の活用として売却したホテル誘致の事業が果たして村並びに村民の暮らしに幸せをもたらすのかという問いにつきましては、12月定例会でもメリットデメリットで答弁をしておりますとおりでございます。自然環境や景観に配慮した事業推進を条件として、本事業による村のブランド価値が上がることなど、将来的に村へのメリットのほうが大きく、効果のある事業であると確信をしております。議会の皆様にも本事業に対する御理解と御協力をお願いいたします。また今後、積水ハウスによって現地調査を行うこととする基本協定の締結を予定しておりますが、その基本協定の中には、一つ、誠意を持って相互に協力すること。二つ、現地調査にかかった費用は一切村に請求しないこと。三つ、事業をやむを得ず会社を取りやめる場合は、土地の原形復旧を行うことを含め、現在策定をしております。村と会社、その間に、熊本県木村知事にも立会い人として入っていただくという流れで、現在、進めているところでございます。

また今後、議会から前向きな御意見御提案がありましたら、私が承り、積極的に積水ハウス側に提案をしていこうとも考えております。先ほど山本議員からもいろいろと、経緯の御説明がございましたが、村で行っている意図はこういう流れで説明をしております。情報展開提供が少ないではないかとはおっしゃいますが、プロポーザルを2月5日にして、1社決め打ちではなくきちっと2社のプロポーザルを経て、慎重な審査をした上で、2月の27日の政策懇談会で、議会の皆様にまず報告をしたいということで準備を進めておりました。

思い出して頂きたいんですが前村長時代に、トライアルがスーパーをつくるというようなニュースが報道されました。しかし、このニュースの結末は皆さん御承知のとおりで、待てど暮らせど、私も会社に行きましたが、そういった話は、したかもしれないけど、具体的に会社が進めている話ではありませんでしたという話で、ああいう報道が出たことに対して大変心外ですと、役員の方に、言われてしまいました。このように、大きな企業にとっては、やはり進出ということは大変慎重で重い判断、決断をしていかなきゃいけない。そういった中で、会社側と村との信頼関係を築きながら、そして出せる部分を徐々に、広げていくというやり方が一般的でございます。1から10までいきなり公表をしてから、進むという事業ではございません。ですので、まずは今回、今年2月5日に決まった業者の計画を議会の皆様にお示しをしたいということで、2月27日、御提案をさせていただきましたが、ちょっと進め方の私の不手際もありまして、ちょっとそれは再度仕切り直しをさせていただいたところでございます。

このように前村長時代から、熊本地震を進めてきた計画でございます。先ほど山本議員から前村長は少し後ろ向きだったような言い方をされましたが、決してそのようなことはなく、私の前の村長時代からの計画のほうがはるかに前進をしており、最終段階がたまたま私であったということではありますが、私の問題認識として、選挙の公約にも、企業誘致を進めるとそれで村長に上げていただきました。私も21年前に、母の里である南阿蘇村に帰ってきました。脱サラして帰ってきて、何か仕事があるだろうと思って帰ってきて、実際は仕事がない、若い人にチャンスが少ない。私も慣れない介護の仕事などもいきなり経験をしたりしました。こうしてやはり私は、南阿蘇村が企業や、子どもたちが選択する幅を広げていきたい。こういった思いで、企業誘致に取り組たいということで、議員を経験して今、南阿蘇村を預かる首長を務めさせていただいております。自然を守ること、先ほど午前中の所信表明も皆様に聞いていただきましたかったのですが、その中でも、しっかりとこの先祖伝来、先輩たちが受け継いできた自然景観を守りながら、そしてそれを生かして、しっかりとこの村で生きる者たちが飯を食える、のこれるそういった村をつくっていくには、企業誘致は不可欠であります。そういった中でここまで時間を費やし、そして職員が汗を流し、取り組んできた計画をここで立ち止まるわけにはいきません。これは私の政治生命をかけて、実行するに値する重大な、これから南阿蘇村の将来のために取り組む事業でございます。正直、職員にも申し上げました。この事業ができなければ、金輪際この南阿蘇村では、開発行為ができない。誘致活動は全く進まないという決意で、覚悟で今この場に立って説明をさせていただいております。自然を守る、当然のことです。そして、米を大事にす

る、そういったこともしっかりと、もちろんこの農業を守っていく、そういったことを力強く進めていく。しかし、この南阿蘇村に今まで欠けていたのは、そういった経済の循環雇用の場所、若者が残る場所が少ない。こういった事を私の代で、かじを切りたい。もう一つ上のステージに村を高めたい。いつまでも高森町や大津町をうらやむのをやめたい。そういった思いで、村長になっております。ですので、この結果は、また3年後選挙がございまして、その場で、私のこの与えていただいた4年間全力で結果を出してまいりますので、またその3年後に審判を下していただければ結構でございます。そういった思いで、声なき大きな村民の皆様方の期待を受けて、この場に立たせて進めさせていただきたく覚悟を最後に申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 下田企画観光課長。

○企画観光課長 下田朱美 はい。企画観光課長の下田です。先ほど山本議員より、私の説明につきまして、異なった説明であるとのことでありましたので、改めて御説明させていただきます。申し上げてきましたのは、対象地の土地が村有地であるために、村有地を売却する上で、契約は、村所有者と売却の相手方、その契約となるということは当然でありまして、そのことをお伝えし、申し上げた上でですね、県はあくまで立会い人として、助言を頂く立場として、立会い人として、入っていただくということで御説明をさせていただいていうことですので、異なった説明ではないということ、改めて申し伝えておきます。以上です。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 最高級ブランドホテルが高台に来た場合、先ほど言いましたこの南阿蘇村の星空もすごく心配しております。先日、中松から、あそ望の郷のほうに向かっておりましたところ、もうすぐオープンになります旧グリーンピアのホテルが、煌々と明かりが漏れておりまして、少しせつかくきれいな星空を邪魔していたとそれを見ました。また、あそ望の郷にはたくさんのお水が出ておりますけれども、上の旧グリーンピア、今度新しくできるホテルも、お水を今から使いますし、温泉も使います。そこにまた新たに最高級ブランドホテルということですので、例えばプールでしたり、露天風呂でしたり、もしかしたらそういうものも、1個1個につくられる可能性もあると思います。よって私は、あそ望の郷に湧き出ている水が、枯渇するのではないかと、その心配もしております。ですので、外から連れてきて経済効果を生むのじゃなく、先ほど言ったように、この今ある、既にあるこの南阿蘇の自然を生かした、そういった取組に変えていただきたいということで、思いを伝えさせていただきましたが、残念ながらちょっと方向性が全く違うということで、今は太田村長が首長ですので、ただ、議員として務めは果たしていきたいと思っております。あ

りがとうございます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 先ほど山本議員からの御質問中にありました排水は、村がするような言い方をされましたが、これは決してそういうことはありませんで、これも会社が排水施設は行います。さらに今も最後、もしかしたらという言葉をつけながら、まだ村議会ほかの議会の皆様にも、私もまだ会社側の提案というものはお示しをしていない段階で、もしかしたらと言葉をつけながら、村民の皆様をそういうふうに惑わすような形で言われるのはいかななものかなというふうに思います。先ほど申し上げたように、会社側と協議をしながら、慎重に情報開示を進めていく中で、このような形で、村民の皆様にご不安を与えてしまったということは、今後、引き続きですね、丁寧な説明を心がけていきたいというふうに思っております。そして、先ほどオオルリシジミのお話も頂きました。確かに、危惧種で、何としてもこの残していかなきゃならない種類の貴重な蝶であります。この中で先日3月1日、保護区となっているのが、グリーンピアの隣と、ちょうどアスペクタの間の4駐在区の皆様が完了していただいている。エリアであります。ここ毎年火入れを村が委託を出して、4駐在区の皆様に焼いていただいている。そして、オオルリシジミの保護活動もしていただいている、そういうエリアで、3月1日野焼きで、重度なやけどのけが人を出してしまいました。火入れの責任者である私、私も大変責任を感じてるところであります。私は、この野焼きを是非今後とも継続して続けていく、そのためにも、地元の皆さんの御協力が必要であると。しかし、もうここは危険で、高齢化で人がいなくて、地元も管理ができないから、村でどうにかしてもらえないかという声も事実であります。そういったエリアが今回のまさに村有地の売却のエリアであります。そういったことも踏まえて、理想で自然を守る、とても大事なことです。しかし現実的に担い手が少なくなっている、高齢化している山にも入れなくなっている。それを荒らしていくよりも、大きな企業でしっかりとした後ほどまた全員協議会でも議会の皆様にはどれぐらいの規模の会社か、どういう実績ある会社かもお知らせしたいと思いますが、そういった会社に入ってきてもらって、責任を持って管理をしていただく。そのほうが、村にとっても、村民の皆様の安心につながるという思いで、この計画も進めております。ケガをされた方の1日も早い回復を願うとともに、しっかりとこの危険を伴う野焼きをしっかりと続けていけるような体制の構築にも、国県とも連携をしながら、引き続き進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長 山室昭憲 以上で、3番、山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で本定例会に付議されました、本日の日程は全て終了

いたしました。常任委員会では、執行部から提案されました案件について、十分な審査と質問をしていただき、13日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。本日はこれにて散会いたします。

一同、その場に起立をお願いします。

礼。

-----○-----

午後14時03分 散会

第 2 号

3月13日(金)

令和8年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和8年3月13日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第1号  | 専決処分事項の報告について  |
| 日程第2  | 議案第8号  | 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画書の策定について  |
| 日程第3  | 議案第9号  | 南阿蘇村行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について   |
| 日程第4  | 議案第10号 | 南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例の制定について   |
| 日程第5  | 議案第11号 | 南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  |
| 日程第6  | 議案第12号 | 南阿蘇村あそ望の郷にぎわい館条例の制定について  |
| 日程第7  | 議案第13号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について                  |
| 日程第8  | 議案第14号 | 南阿蘇村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について  |
| 日程第9  | 議案第15号 | 南阿蘇村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 南阿蘇村交通安全対策幼児用補助装置購入補助金に関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第11 | 議案第17号 | みなみあそコミュニティーセンター条例の一部改正について  |
| 日程第12 | 議案第18号 | 南阿蘇村あそ望の郷条例の一部改正について   |
| 日程第13 | 議案第19号 | 南阿蘇村介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第14 | 議案第20号 | 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)について   |
| 日程第15 | 議案第21号 | 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について   |
| 日程第16 | 議案第22号 | 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)について   |
| 日程第17 | 議案第23号 | 令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算(第3号)について  |
| 日程第18 |        | 常任委員長報告  |
| 日程第19 | 議案第24号 | 令和8年度南阿蘇村一般会計予算について  |

日程第 20	議案第 25 号	令和 8 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について
日程第 21	議案第 26 号	令和 8 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
日程第 22	議案第 27 号	令和 8 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 23	議案第 28 号	令和 8 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
日程第 24	議案第 29 号	令和 8 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
日程第 25	議案第 30 号	令和 8 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
日程第 26	議案第 31 号	工事請負契約の変更について
日程第 27	議案第 32 号	工事請負契約の変更について
日程第 28	議案第 33 号	南阿蘇村 ICT 交流センターに係る指定管理者の指定について
日程第 29	同意第 1 号	南阿蘇村教育長の任命の同意について
日程第 30	同意第 2 号	南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について
日程第 31	発議第 1 号	議員派遣について
日程第 32		閉会中の継続審査について
閉会宣言		

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原克恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

一同その場に御起立をお願いします。

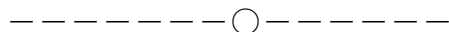
礼。おはようございます。御着席願います。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは議案に沿って進めてまいります。日程第1、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

報告第1号について

○議長 山室昭憲 これで、報告第1号については終わります。



日程第2 議案第8号 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画書の策定について

○議長 山室昭憲 日程第2、議案第8号、南阿蘇村過疎地域持続的発展計画書の策定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

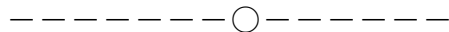
○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第3 議案第9号 南阿蘇村行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第3、議案第9号、南阿蘇村行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第10号 南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化 に関する条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第4、議案第10号、南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。3番、山本議員。

○3番 山本涼子 3番山本涼子です。議案10号、南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。第1条に掲げてあります。目的及び理念には、私も大いに賛同いたします。しかし、個別に見てみますと、疑問を持つところが随所に身受けられます。その中でも、第22条は大変問題であると指摘させていただきます。内容としては、適用除外を指定し、規定してあり、条文の後半にある誘致企業に係るものでは、村長が認めたものや、村長が認めた場合には、第12条から第16条の規定を除外できると明記されております。そのことにより、例えば、第15条に、専門的かつ公正に審査するために委員会を設置するとありますが、そこでしっかりと審議されることなく、第22条があることで、村長の独断で判断できることとなります。これでは、開かれた村政に逆行する条例を制定することとなります。さらに、網をかけるための条例にもかかわらず、具体的な基準となるものが全く示されておらず、条例として、欠陥があると言わざるを得ません。この条例は、南阿蘇村の世界に誇る普遍的価値を守るために、非常に重要になるものです。このため、理念にかなった条例となるよう、各分野の専門家も交え、プロジェクトチームを発足させ、議員も参加させていただき、早期に条例の再構築を行っていただくよう要望し、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。反対討論がありましたので、賛成討論必須と考え討論をいたします。この条例案については昨日合同常任委員会で、執行部から十分な説明がありました。そして議員たちからも、多くの方が質疑質問をされました。昨日の資料の中に結論、1番最後のところに、本条例は、村が認めた健全な誘致企業や、公共事業を守りつつ、他方で、阿蘇の価値を理解しない無責任な資本に対して、過酷なまでの責任と証明義務を求めるもの

です。憲法の枠内で、村ができる最強の守備体制であり、阿蘇の価値を次世代へ引き継ぐために、断固たる意思表示です。私は、これはすばらしいと思います。隣接町村にはない本当先駆けの条例であり、行政の責任、地方公共団体としての責務を果たすものだと思います。私は条例の狙いとしては、規制が緩い自治体を狙ってくる、例えばメガソーラーとか、今エネルギー問題があります。石油備蓄の大量放出とか、戦争紛争で本当にエネルギーというのは大変な立場です。そこらで自治体を狙ってくるものがあります。また、村の姿勢を知っていただくことが重要です。というのは、南阿蘇村は普遍的価値を守る地域であるということを知っていただくことが重要です。そして、南阿蘇村、メガソーラーや蓄電施設等、産廃施設とかを考えていた業者が、この条例を見て、村には無理だと届出を出すに至ることもなく、断念することを期待した条例だと思います。そして開発を全て否定するものではありません。価値と調和することが前提の条例案です。

今申し上げたように、条例は、南阿蘇村がこの地域の実情に応じて制定するルールです、法律ではありません。村の特性、自然や村民のニーズに合わせて提出をするものです。昨日もお話があったように蓄電施設2、3件また話があるということをお聞きします。これらで網をかけていく必要があると思います。必要な部分、また条例改正というのでもできます。以上こういうことで、先駆けの条例であることを評価し、賛成の立場での討論といたします。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 ほかに討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成多数]

○議長 山室昭憲 賛成多数により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第11号 南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第5、議案第11号、南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

す。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第12号 南阿蘇村あそ望の郷にぎわい館条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第6、議案第12号、南阿蘇村あそ望の郷にぎわい館条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第13号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

○議長 山室昭憲 日程第7、議案第13号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第14号 南阿蘇村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第8、議案第14号、南阿蘇村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決をされました。

-----○-----

日程第9 議案第15号 南阿蘇村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第9、議案第15号、南阿蘇村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第16号 南阿蘇村交通安全対策用事業補助装置購入補助金に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第10、議案第16号、南阿蘇村交通安全対策用事業補助装置購入補助金に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第17号 みなみあそコミュニティーセンター条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第11、議案第17号、みなみあそコミュニティーセンター条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第18号 南阿蘇村あそ望の郷条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第12、議案第18号、南阿蘇村あそ望の郷条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第19号 南阿蘇村介護保険条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第13、議案第19号、南阿蘇村介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第20号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第8号  
について

○議長 山室昭憲 日程第14、議案第20号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第8号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第21号 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号について

日程第16 議案第22号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号について

○議長 山室昭憲 日程第15、議案第21号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号について及び日程第16、議案第22号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号について、2議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 お諮りします。議案第21号及び議案第22号の2議案は、これを一括採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、この2議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第23号 令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算

### 第3号について

○議長 山室昭憲 日程第17、議案第23号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第3号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第18		常任委員長報告
日程第19	議案第24号	令和8年度南阿蘇村一般会計予算について
日程第20	議案第25号	令和8年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について
日程第21	議案第26号	令和8年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
日程第22	議案第27号	令和8年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第23	議案第28号	令和8年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
日程第24	議案第29号	令和8年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
日程第25	議案第30号	令和8年度南阿蘇村下水道事業会計予算について

○議長 山室昭憲 日程第18、常任委員長報告。各常任委員会に付託しました議案第24号から議案第30号までを一括議題といたします。本件については、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、各常任委員長に報告を求めます。総務産業常任委員会、市原恵一委員長に報告を求めます。

○総務産業常任委員長 市原恵一 総務産業委員会委員長の市原です。定例会初日に、本委員会に付託されましたのは、議案第24号の1件であります。3月9日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する総務課、農政課、建設課、企画観光課、税務課、会計課の計6課に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは、詳しく説明があり、委員からの質問にも的確に回答頂きました。

それでは、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。議案第24号、令和8年度、南阿蘇一般会計予算について、つきまして、全員、賛成により原案どおり可決するものと決定いたしました。以上、総務産業委員会の報告を終わります。

○議長 山室昭憲 次に、文教厚生常任委員会、岡智則委員長に報告を求めます。岡委員長。

○文教厚生常任委員長 岡智則 文教厚生常任委員会委員長の岡です。定例会初日に、本委員会に付託されましたのは、議案第24号から議案第30号までの7議案であります。3月10日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する住民福祉課、定住促進課、健康推進課、子育て支援課、保育所、水・環境課、教育委員会事務局、計7課に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは、詳しく説明があり、委員からの質問にも的確に御回答頂きました。

それでは、審査した結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。議案第24号、令和8年度南阿蘇村一般会計予算についてから、議案第30号、令和8年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの7議案につきまして、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長 山室昭憲 これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。これから、日程第19、議案第24号、令和8年度南阿蘇村一般会計予算についてを採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 お諮りいたします。日程第20、議案第25号から日程第22、議案第27号までの3議案は、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 お諮りいたします。日程第23、議案第28号から日程第25号、議案第30号までの3議案は、これを一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第31号 工事請負契約の変更について  
日程第27 議案第32号 工事請負契約の変更について

○議長 山室昭憲 日程第26、議案第31号工事請負契約の変更について及び日程第27、議案第32号、工事請負契約の変更についての2議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第31号及び議案第32号の2議案は、これを一括採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、この2議案はこれを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第33号 南阿蘇村ICT交流センターに係る指定管理

### 者の指定について

○議長 山室昭憲 日程第28、議案第33号、南阿蘇村、ICT交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

### 日程第29 同意第1号 南阿蘇村教育長の任命の同意について

○議長 山室昭憲 日程第29、同意第1号、南阿蘇村教育長の任命の同意についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。7番、河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。今村教育長が間もなく任期を終えられ、太田村長提出の2期目の任命同意ということで、意見を申し上げます。村の教育のトップですので、重要な議案だと認識し、賛成の立場で討論をいたします。この3年間、私は村の教育について、村民の代表として、一般質問あるいは教育長室に出向き、議論をして、常任委員会等で意見を拝聴してきました。1期3年を振り返れば、今村氏は、子どもたちのことを第1に考えてこられただろうという思いが強くあります。一般質問で議論し、その後、取り組んで頂いた。児童のナイター使用料減免、そして実際に多くの児童生徒の生の声を聞き、保護者の声を聞き、現場に足を運び、村の教育をインクルーシブ教育、全ての子どもさんを包んだ教育を目指しておられることを拝見してきました。7日土曜日、先週、中学校卒業式で卒業生全員が式に参加されたというすばらしい現実を目の当たりにいたしました。そしてこれから3年間、次の2点について、大いに期待をしております。

一つ目に、学校教育では1期目同様、当然ながら学力の向上、そして個別最適な学びと協働的な学びを大切にしたい。児童生徒が意見表明できる、教育環境をつくることを期待いたします。

二つ目に、私は特に期待する社会教育、いわゆる、村民が生涯生き生きとした生活が暮らせるような、村の生涯学習の充実であります。社会教育は意外と学校教育の陰に隠れることがあります。教育行政の大きな2本柱であります。

生涯学習は、幼児教育、家庭教育、青少年教育、成人教育、そして人権教育、高齢者教育等、それから社会体育、文化振興、文化財保護等、幅広い分野ですが、今村氏の教育行政、地域社会での経験、スポーツ指導者としての経験を期待いたします。

そして、宿題である、社会教育の拠点である中央公民館の在り方、そして村長も重要視されている、読書図書室の有効活用、そして歴史民俗資料館の整備充実、こういった宿題もあります。今村氏ならやっていただけると期待をいたしております。以上要望し、また、今村氏の力量に大いに期待し、教育長任命についての賛成討論といたします。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。ここで、教育長に、同意されました今村了介氏より御挨拶を頂きたいと思えます。

○教育長 今村了介 ただいま御同意頂きまして、2期目をお任せ頂くことになりました。身に余る思いでございます。また今、河内議員からも、賛成討論頂きましてありがとうございました。過去3年間を振り返りまして本当皆様方のこの教育行政に携わっていただく皆様方の御支援を頂き、教育行政全般、学校教育、社会教育等全般にわたりまして、推進を図ってきたわけでございます。特に重要な施策としましては、やはり教育情報化の推進に伴います、整備促進、そして先生方の働き方改革、また学校の安全安心な学校づくり、子どもたちの教育環境づくり、また、いじめ不登校対策、そして、今、河内議員から申されましたインクルーシブ教育の推進、社会教育ももちろんですが、いろいろなところでしっかり皆様方の御支援を頂きながら進めてまいりました。しかしながら、まだまだ今からがまだ進めていかなければいけないところはいっぱいあります。教育は100年の計と申します。継続は力ですので、私この2期目をしっかり教育振興を図りまして、皆さん方の期待にこたえるように、しっかり頑張っていく所存でございます。使命感、責任感、そしてスピード感を持って、誠心誠意、力の限り尽力してまいりますので、よろしく御指導頂きたいと思えます。

本日はありがとうございました。また、この3年間よろしく願い申し上げます。終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第30、同意第2号、南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第31、発議第1号、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、配付した資料のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

-----○-----

### 日程第32 閉会中の継続調査について

○議長 山室昭憲 日程第32、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、申出がっております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。本定例会中、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任することと決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和8年第1回南阿蘇村議会定例会を閉

会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前10時35分 閉会